

第百五十六回国 参议院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第八号

平成十五年五月二十八日(水曜日)

午後一時八分開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

畑野 君枝君
田 英夫君

補欠選任

岩佐 惠美君
大田 昌秀君

出席者は左のとおり。

山崎 正昭君
阿部 正俊君
国井 正幸君
中川 義雄君
山本 一太君
齋藤 勁君
榛葉賀津也君
山口那津男君
小泉 親司君
平野 達男君

委員

愛知 治郎君
荒井 正吾君
泉 信也君
加治屋義人君
木村 仁君
近藤 剛君
椎名 一保君
田村耕太郎君
谷川 秀善君
月原 茂皓君
福島啓史郎君
舛添 要一君
松山 政司君

衆議院議員

修正案提出者
修正案提出者

國務大臣

外務大臣
内閣官房長官
防衛庁長官

副大臣

防衛庁副長官

大臣政務官

防衛庁長官政務官

事務局側

常任委員会専門員

山下 善彦君
吉田 博美君
池口 修次君
岩本 司君
岡崎トミ子君
川橋 幸子君
佐藤 雄平君
谷林 正昭君
広中和歌子君
松井 孝治君
若林 秀樹君
福本 潤一君
山本 香苗君
山本 保君
池田 幹幸君
岩佐 惠美君
吉岡 吉典君
田名部匡省君
田村 秀昭君
大田 昌秀君
中谷 元君
渡辺 周君
川口 順子君
福田 康夫君
石破 茂君
赤城 徳彦君
佐藤 昭郎君
田中 信明君

政府参考人

内閣官房内閣審議官 増田 好平君
内閣法制局第一部長 宮崎 礼寛君
防衛庁防衛参事官 安江 正宏君
防衛庁防衛局長 守屋 武昌君
防衛庁運用局長 西川 徹矢君
防衛庁人事教育局長 宇田川新一君
防衛庁管理局長 北原 巖男君
外務省アジア大洋州局長 藪中三十二君
外務省北米局長 海老原 紳君
外務省条約局長 林 景一君
財務省主計局次長 牧野 治郎君
財務省理財局次長 楠 壽晴君
国土交通大臣官房審議官 中山 啓一君

本日の会議に付した案件

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十六回国会衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(山崎正昭君) ただいまから武力攻撃事

態への対処に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、畑野君枝君及び田英夫君が委員を辞任され、その補欠として岩佐惠美君及び大田昌秀君が選任されました。

○委員長(山崎正昭君) 安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○岡崎トミ子君 民主党・新緑風会の岡崎トミ子でございます。よろしくお願いたします。

おととい、三陸南地震が起きまして、私の地元宮城も被害を受けたわけですが、被害を受けた皆様は心からお見舞いを申し上げます。

宮城の場合には、二十年から三十年の間に九八%の確率で地震が起きる、確実に起きるといふこと、この自然災害こそ、私たちは最優先で危機管理の充実を行っていかねばならないということとをまず冒頭に申し上げておきたいと思っております。それで、基本法制の中身に入っていきたいと思っております。与野党の合意では、緊急事態に係る基本的な法制については、四党間で真摯に検討して、その結果に基づいて速やかに必要な措置を取るといふ、こうされております点について、おととい、福田官房長官は、必要性について認識を十分共有するといふふうにご話されました。民主党が提案しました対案は元々この基本法といふことを前提としたものでありまして、これがあるといふものではもう全然違っておりまして、意味が違っておりまして、

きてしまいます。民主党提出の基本法案は、大規模自然災害や、あるいは原子力事故、テロ攻撃など、広範な緊急事態に対処するものとして提案されております。これは、いわゆる有事法制があくまで緊急事態の一つとしての武力攻撃事態が発生した場合の言わば危機管理の仕組みをあらかじめ作るものであって、それ以上の軍事的な積極的な意味を持たないことを内外に明らかにして、特にこれを運用する政府自身に苦味を刺す意味を持つものというふうに考えております。

さらには、日本の安全を確保するための国際協力など、いわゆる有事法制を使わなくてもよくするための規定が盛り込まれておりますが、第十八条の予防外交、第十九条のPKO、第二十条の軍備管理・軍縮、第二十一条のテロ防止、第二十二条のODA、第二十三条の安全保障分野における協力などでありまして、こういう点が決定的に重要だと思えます。大自然災害や原子力事故や、あるいはテロ攻撃などが武力攻撃事態よりも発生の可能性というものが非常に高いことも既に指摘されているとおりであります。

この重要な基本法案について、その意味が十分に理解されているとは言い難いと思っております。報道でも、この基本法案を説明するに当たっては、有事への対応を定める基本法という説明がされたりしておりますが、基本法がいざ出たときに、民主党が想定したものは全く似て非なるものであっては、話が違ふということになってしまいます。将来に大きな禍根を残しかねません。

改めて、民主党はどういうものとしてこの法案を提案したのか。そして、与野党の合意の中で検討が合意された基本法制とは、基本的にこの基本法案の考え方というものがしっかりと盛り込まれて合意されたのか。実際にでき上がったときに、それはこれさえ盛り込まなければ合意の意味がない、あるいはこれがなければ合意の意味がない、そういう決定的なポイントをお話したかったというふうに思います。

○衆議院議員(渡辺周君) 御答弁を申し上げます。

先生の地元でございます宮城県も被害に遭われた、まず地震につきまして言及されましたけれども、お見舞いを申し上げます。

また、こういう大規模自然災害、これは今回の基本法におきましては、過般の、一昨日の大規模な自然災害はもちろんであります。もちろん、我が国に対して、国家に対して急迫不正の武力行使があった場合、どう対応するか。そのことをすべて考えまして、大規模な着上陸型のいわゆる侵攻のみならず、この十年来考えてみましても、例えばテポドンやノドンが日本近海まで、あるいは日本をまたがって来ております。そしてまた、原子力事故あるいは不審船、武装工作船ですね。

こういう実際あり得た蓋然性の高いことにつきまして、すべてのこういう問題に対応できる包括的な基本法案を策定をしまして、特に今回の私どもが主張したことの中には、やはり基本的な人権といふことをいかなる有事においても守らなければいけない。正にこれは国民を守るための概念を取り入れて、そしてまた、今幾つか挙げていただきました、例えば予防外交、外交努力をいかにするかということを中心にして基本法を提出し、今は衆議院で継続審議となつてるところでございます。

与党との合意の中で、この継続審議を、是非この我々の法案をたたき台にして今後検討され、また、与党の委員や参考人からもこの基本法の必要性ということについては繰り返し前向きな指摘がされてるところでございますので、今回のこの法案につきましても継続審議となっておりますけれども、我々の意図するところを今後のたたき台としていただけるものだろうと期待をしてるところでございます。

○岡崎トミ子君 この合意について、与党の提案者はどのように受け止めていらっしゃるか。

○衆議院議員(中谷元君) 民主党が提案されたこの国家の危機管理、いわゆる緊急事態に関する

基本的な法制につきましては、私もこの法律が必要ではないかという認識は共通するものでございます。また、民主党が言われたように、憲法で規定されていなかった部分を基本法で成立させると、制定するというのは意義があることでございます。

しかし、この範囲が、災害、テロ、不審船、原発事故、また武力攻撃事態と非常に多岐にわたつていまして、それぞれ基本法のある分野もありまして、また実施する組織が、警察、消防、海上保安庁、自衛隊、また国、地方、いろいろとまちまちでありまして、私が一番難しいと思うのは、いわゆる災害等は国内法で対応できますけれども、武力攻撃事態となりますと国際慣習とか国際法規の分野がありまして、憲法問題も入ってくるわけでありまして、これには非常に一まとめにする上においては憲法も含めた議論が必要ではないかというところで相当時間も掛かるんじゃないかと思つております。しかし、民主党が出された基本法案を基に四党で真摯に検討して成立を得ると、成立を目指すということも合意しておりますので、私どもといたしましては、民主党の基本案を基によく研究、検討してまいりたいと思っております。

○岡崎トミ子君 今の与野党の提案者のお話の中からは日本の主体性というものが問われてくるときには日本の主体性というものが問われてくるだろうというふうに思います。

この日本の主体的な判断をするのは国家であるということが前提となっておりますので、日本の主体性、どのようなものかというのを考えてみますと、これまででは日本の対応、決して信頼のできるようなものになっていないだろうというふうに思っています。近くはイラクの対応だと思つていくし、国連での投票行動などもその中に入つていくだろうと思つていただけます。日本の主体性について私は疑いの目が向けられているというふうに思つております。危なっかしい、政府に持たせられないという、そういう多くの国民の声は出てきております。

この疑いをどのように払拭しようとしているのか、官房長官にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) この今御審議いただいております有事法制につきまして、この必要性というものは国民の間でもかなり理解を示していただけてきておるものと思っております。疑いの目だけで見ていることではないだろうと。また、特に、こういうような武力攻撃を受けるというような、そういうようなときに日本がどういふようなことをするのかということが国民にもこの議論を通じてかなり分かつてきていただいているのではなからうかというふうに思っております。

私ども、これで十分だとも思つておるわけではございません。特に、国民との関係においては国民の保護の法制の問題もござりますので、この段階で更に御理解を深めていただき、なおかつ協力もいただかなければいけないと、こういうこととござりますので、これは我々、そういうことにおいては努めて努力をしてまいりたいというふうに思っております。

委員のおっしゃるようなことだけでは、またそうでないよう努力するのが我々の役割であり、また委員にもお願いをしたいというふうに思つてるところでございます。

○岡崎トミ子君 官房長官の努力をするというお話でしたが、これまでのことがそういうふうにご迷惑の目を向けられてしまつたという、そういう内容があるんですね。

つまり、イラク戦争において、米軍などの武力攻撃について安全保障理事の決議がある場合、それからない場合、日本がどういふふうに対応すべきか、こういう点が争点になつたと思つていただけます。非常に受け身だつたというふうには思つております。決議があつたらうし、決議がなかったらどうしようかではなくて、もっとより積極的に、世界の秩序を守るの武力ではなくて条約など国際社会に世論をリードしていくべきだったのではないかと、そういうふうには思つております。

少なくとも、国連の決議が出ましたら、出たら出なかつたらということでは対応を考へる受け身の姿勢ではなく、決議が必要だと考へるか考へないか、必要だとすればどういふ決議が必要だと考へるのか、そもそも日本として武力行使が適当と考へるのか考へないのか、こういふ点を押さえて積極的に対応すべきだつたのではないかとこのように思つております。

ちょうど私は、三月二十日十一時四十五分、官房長官と内閣委員会での問題についても話をしつていて、ぶつたりイラク攻撃が始まつたといふことで委員会が終了して、閣議を開かなかいけなといふことで退席をされたことを覚えておりますけれども、非常にこの辺の、イラク戦争に対しての日本が取るべきであつた姿勢といふものが非常に後手後手であつたといふふうに私は思つております。本日に平和をリードしようとしていゝるのかといふ、その姿勢が世界にも示すことができなかつたといふふうに思つております。どうですか。

○国務大臣(福田康夫君) 質問をいただきました。三月二十日の質疑でお答えをいたしました。その議事録見て結構よく説明しているなど、こう我ながら思つておるところなのでございますけれどもね。十分な、私、説明をそのときにもさせていたつたといふふうに思いますけれども。

後手後手とか努力をしていないとか、そういうような言葉は私は当たらないといふように思ひますよ。もう少しよく、例えば外務省がどうしていたか、総理がどうしていたか、動静だけでも見ていただければ、随分日本もやつていたなといふことはお分かりいただけるんじゃないかと思ひます。

実際問題言つて、もう最後の最後、ぎりぎりまで我が国は何とか平和的な解決できないかといふことではいろいろな動き掛けをしてまいりました。しかし、万やむを得ずといふようなことでもつて米軍が、米軍が攻撃を開始するといふ事態になりました、そのことは非常に残念には思つており

ますけれども、しかし、本日にぎりぎりの交渉をしてきたといふことは、これは記録見てもお分かりだと思ひますけれども。

決して私は後手後手の交渉をしたなといふふうには今回のことについて思つておりません。むしろ、例えば、何番でしたか、一四六八だつたかな、あの国連決議の……(一四四一)と呼ぶ者あり)一四四一、一四四一の国連決議などは、これは正に我が国が米國に執拗に働き掛けて出てきたと。それだけではないと思ひますけれども、そういう部分もあるんですよ。

ですから、いかに我が国として一生懸命さういふ平和的な解決のために努力をしてきたかといふことについては、もし詳しくお知りになりたければ川口大臣からお聞きいただきたいんですけども、そういうことについては是非真つすぐに御理解をいただきたいといふふうに思つております。

○岡崎トミ子君 それでは、その外務大臣にもお伺いしておきたいと思ひますけれども、やはり世界の秩序をルールと国際協調でもつてしっかりと維持していこうといふことを考へれば、国連中心主義といふか、国連の機能が重要になつてくる。日本はずつと国連中心主義といふふうに言つてきたわけですからそれを貫くべきだといふ議論は、正にそういうことなんだといふふうに思つておるんです。

しかし、現在の国連の枠組み、どうでしょうか。完全なものにはなつていない、地に落ちたといふふうにも言われたりなんかしておりますけれども、この国連中心主義でいく、あるいは逆に、国連を軽視するのではなくて、安全保障理事國、とりわけ理事國以外の国々の人たちに対しての意向を反映させる仕組み作り、このことも大事だといふふうに思ひますし、世界的な市民の世論を反映できるようなそういう形に、国連を言わばもつと民主化していく、このことが大変大事だ。このことを気概を持って日本はするべきではないかといふふうに思つておりますけれども、いかがですか。外務大臣。

○国務大臣(川口順子君) 国連改革の必要性については、これは委員のおっしゃるとおりだと思ひます。

我が国の外交というのは、日米同盟を基軸とし、そして同時に、国際社会の平和と安全というのが非常に大事なことでございますから、そういう意味で国際協調を中心とする、国連といふのはその国際協調の中で重要な役割を果たしているわけですから、その二つを我が国は大事として外交をやつてきているわけですが、その中で、国連について、これは委員がおっしゃる通りに、できてからかなりたつている組織でもございまして必ずしも今の国際社会の状況を反映しているといふことは言い難い状況でございます。

そういう意味では、総理が先般、日米首脳会談の折でも国連改革のお話をなさつて、米國としてもきちんとフォローをするといふお話をいただいておりますけれども、我が国として過去十年以上、国連改革については懸命の努力をしてきておりまして、今後、安保理の改革あるいは敵國条項、こういったことにつきまして更に精力的に国連の改革のための努力をしていきたいと考へております。

○岡崎トミ子君 もちろん国連改革や国際協調によつて世界の平和の安定を守る仕組み作りは一国ではできないだらうといふふうに思ひます。世界の理解を得るためにアメリカとの付き合い方は本日に慎重さが必要だといふふうに思つておるんですが、ブッシュ大統領は就任以来、強引な一國主義路線を突き進んできております。昨日も田議員が指摘をされておりましたけれども、京都議定書からの離脱とかCITBTの批准拒否とか、あるいは弾道弾迎撃ミサイルABMの条約の脱退、日本が提出した核兵器の全面的な廃絶への道程決議反対。もうなりふり構わぬ姿勢だといふふうに私は思つておるんです。

国際協調主義への重大なこれは挑戦だといふふうには私は受け止めておりますけれども、そういう中で、日本が頑張つたといふのが一つございまして、それは、国際刑事裁判所ですね。本来、日本は紛

争解決を法的な枠組みで行う方向の仕組み作りといふことに力を尽くすべきだといふ、その分野で世界に日本の活躍を印象付けてほしいといふふうには私は思つておるんですが、この国際刑事裁判所の批准國が規程を超えて今年の三月に発効しましたが、日本はまだ未批准でございます。世界の多数の國が批准しておりますけれども、どうなんでしょうか。

日本はICC規程採択のために大変な努力をしたと外務省のホームページにも書いてございまして、日本は、国際社会における最も深刻な犯罪の発生を防止して、もつて国際の平和と安全を維持する観点から、国際刑事裁判所、ICCの設立を一貫して支持し、その実現に向けて努力してまいりました。一九九八年のローマ会議においても、日本は、ICC規程採択のため積極的な貢献を果たし、各國より高い評価を得ました、こんなふう書いておりましたけれども、では、日本はなぜ批准できないのか、せつかく活躍をしてきたのに、もつたないじゃないですか。外務大臣、いかがですか。

○国務大臣(川口順子君) 委員がおっしゃいましたように、我が国としては、ICCの設立に向けて一貫として積極的なリーダーシップを発揮をしまして、努力をしてきたわけでございます。そして、これは先ほど三月とおっしゃいましたけれども、七月に発効をいたしましたので、ICCのこの規程につきましては、これを締結するために国内法で担保ができておるといふことが必要でございます。といふことでございますので、今この規程の内容やそして各國における法整備の状況を精査するとともに、国内法令との整合性につきましても必要な検討を行つております。政府として検討を引き続き進めていきたいと思ひます。

この中で、例えばICCにつきましましては、集団殺害罪ですとか人道に対する罪、戦争犯罪、そういったものに対してICCが管轄権を行使し得るといふことになつておるわけですが、このうち戦争犯罪については、ジュネーブ諸条約

の重大な違反行為等が該当するというふうにより規定をされているわけでご覧になって、こういう点について今後法整備が行われるということになれば前進するというふうにご覧になっておられます。

○岡崎トミ子 とにかく、条約成立から五年たつておりますから、日本政府は、今、努力をする、検討をする方向と申しておりますけれども、これは異常にテンポが遅いというふうには私は指摘をせざるを得ないと思っております。

この国際人道法の扱いについては、いわゆる有事法制研究において第三分類に位置付けられてきておりますが、このジュネーブ条約の追加議定書、第一議定書、第二と、ともに日本は未締結でございます。

衆議院での審議の際にも、民主党の首藤議員の質問に答えて、官房長官、外務大臣は、締結に向けて詳細な検討を行っている最中というふうにご覧をされておりますけれども、これ、いつまでに締結をされるのか、何が課題として残されているのか、明確に答えがありませんでしたので改めて聞きますけれども、いつまでに締結されるのか、目標はいつくらいなのか、お示しいただきたいと思っております。

○国務大臣(川口順子君) おっしゃるように、まだ未締結であるわけですが、これを締結を、追加議定書を締結するためには、先ほど申しましたように、所要の国内の実施のための措置を取ることが不可欠であります。

そして、現在、事態対処法制の整備に当たり、関係省庁間で国際人道法の確な実施を確保した国内法制の整備に向けた検討作業が行われております。これを踏まえまして、事態対処に関する諸法制全体の整備と時期を同じくいたしまして追加議定書を締結する方向で、現在、詳細な検討を進めております。

○岡崎トミ子 主要国ではほかにご覧の国がこの条約を批准していないのですか。国を挙げていただきたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 恐縮ですが、今、把握

をいたしておりませんので、これについては調べて、また御連絡をさせていただきたいと思っております。

○岡崎トミ子 川口大臣、アメリカでございませぬ。アメリカでございませぬ。私が新聞を見たところでも、米国に気兼ねをされているのだとすれば、国連中心外交の看板は色あせてしまつて、これ、去年の段階で言っておりますから、もつともつと色あせているという、こういう状況になっているわけですか。

この国際人道法は、今の国際社会においては低限のルールだと言っている。この最低限のルールというのは、どんな武力紛争でも民間人への攻撃は許されないと、国際人道法の考え方はジュネーブ四条約とその追加議定書ということなわけなんですけれども、残念ながら、世界じゅうの紛争が絶えない中で、この国際人道法が定める規律が守られない事態が多発しているというのが現状なわけですか。

この状況を踏まえて、国連総会では、継続的に二つの追加議定書への調印と批准を求める決議を採択しておりますけれども、この人道の侵害を許さないという意思、きつちり日本も表示をしていく、その意思表示のためにも早期にこの条約を批准する必要があると思っております。

今回、国民保護法を速やかに整備するというふうにご覧をしておりますけれども、この追加議定書ですと、この追加議定書に批准するため、国内法も速やかに整備すべきだというふうにご覧をしておりますけれども、この速やかに整備すべきということについて、よろしいですか。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど申しましたように、タイミングにつきましては、事態対処に関する諸法制全体の整備と時期を同じくして追加議定書を締結する方向で、現在、詳細な検討を進めております。

○岡崎トミ子 実は、度々この委員会の中では

速やかにという言葉を聞いてまいりました。それで、その速やかという点についても、今後整備されますこと事態対処法の整備目標は、当初「二年以内」とされておりましたけれども、「速やかに」というふうにご覧を修正されているんですね。この「速やかに」というのは、大体どのぐらいの長さのことを指すのかをお聞きしておきたいと思っております。与党提案者、この「速やかに」の長さですが、一年以内というふうにご覧をよろしいですか。

○衆議院議員(中谷元君) そもそも、この法律は昨年の五月に国会で議論されておりましたけれども、それから一年たつておられますので、この法律にございまして「二年以内を目標」という言葉で「総合的、計画的かつ速やかに」ということに修正をしたわけでございます。

したがって、この修正に際しまして附帯決議を実施しまして、国民の保護のための法律の整備は、武力攻撃事態対処法の施行の日から一年以内を目標として実施するということに決議をいたしておりますので、それをそのとおり行つてまいりたいと思っております。

○岡崎トミ子 この国際人道法については、元々必ずしも本格的な有事法制を前提とするものではなかったというふうには思っておりますが、要するに、捕虜の扱い、あるいは武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法律、これを定めればよかつたのではないかとご覧を思っております。逆に、こういった議定書は武力行使の在り方について規定するものでありまして、自衛隊といえどもこの議定書に基づいて行動のルールが定められるべきであるというふうにご覧を思っております。

したがって、本来、有事法制を検討する際には、その前提としてこれらの議定書を締結しておくべきだったというふうにご覧を思っております。この後ではなく、実はその前にするという、逆だったんじゃないかというふうにご覧を思っております。

いずれにしても、この追加議定書に早急に取り組み、批准をする、国民保護法などと同様に一

年以内にこれが整備される、これは自然だと思いませんけれども、よろしいでしょうか、官房長官。

○国務大臣(川口順子君) 追加議定書の締結につきましては、これは先ほど申しましたように、関係省庁間で国際人道法の確な実施を確保した国内法制の整備に向けた検討が行われているわけでご覧を思っております。これを踏まえまして、事態対処に関する諸法制全体の整備と時期を同じくして追加議定書を締結する方向で詳細な検討を進めております。

○岡崎トミ子 何かぐつと迫つてこないんですけれども、もう詳細な検討だけはすつと続いている、いつなかなというものが全く私たちの方に伝わってこないのが大変残念なんですけれども、日本が本当に平和の世界に向けてのリーダーシップを発揮しようということであれば、これは当然も本当に批准すべきだというふうにご覧を思っております。

そういう条約が幾つかございませぬ。それは、女子差別撤廃条約選択議定書、あるいは自由権規約、このB規約の選択議定書、これもそうご覧を思っております。未批准でございませぬ。世界じゅうから日本の決断が求められているというふうにご覧を思いますが、こうした条約については早期に批准すべきではないでしょうか。決断はいつかご覧を思いませんか。

○国務大臣(川口順子君) これについても今までも何回か別な委員の方からお尋ねをいたしておりますけれども、このおっしゃつた二つの議定書、女子差別撤廃条約選択議定書と自由権規約選択議定書ですが、これはそれぞれ個人通報制度を定めようという趣旨から注目すべき制度であると考えておりますけれども、司法権の独立を含め、我が国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがございますこと、慎重に検討すべきであるという指摘もございませぬ。現在のご覧のとおり、この二つの選択議定書を締結をいたしております。締結の是非について真剣かつ慎重に検討をしておりますところでございます。

○岡崎トミ子 本当に慎重、真剣、どつちなの

かなというふうには、これらもやっぱり取組が長い間行われながらも鮮やかな動きが見えてこないというものが現状だというふうに思います。一生懸命の有事法制を作りまして、一人前の国家として当たり前だと胸を張ってしまうこと、その周りのことについてはなかなか今のようにはつきりとしたい回答であるということ、そういう動きが見えないということ、これもやはり私は不信感の原因だというふうにも思っておりますので、分かりやすい取組をこれからも具体的に、積極的にやっていただきたいというふうに思っております。

川口大臣、ここからはいつでも御退席いただきたい結構だというふうに思っております。

次に、繰り返し議論されておりますが、民間放送事業者を指定公共機関とする必要性についてなんですが、指定公共機関に放送事業者が含まれていないとすれば報道の自由の侵害につながるおそれがあると。これ、民主党は元々基本法案の中で、表現、報道の自由の不可侵を求めるとともに、指定公共機関の定義からは民間放送事業者を除外すべきであるということを中心としてまいりましたけれども、衆議院段階では、結局、附帯決議の中で「報道・表現の自由を侵すようなことがあつてはならないこと」とされたにとどまりました。

日本民間放送連盟、民放連は、民間放送事業者は視聴者の生命、財産にかかわる緊急情報を法的規制によらずとも自主的な判断で当然のこととして速報する、これは国民の電波を預かるものとしての使命であり、改めて義務付ける必要はない、このように言っておりますけれども、これまでにももちろん議論されてきましたが、そのとおりでよろしいでしょうか、官房長官。義務付ける必要はない。

○国務大臣(福田康夫君) 何ですか。

○岡崎トミ子君 義務付ける必要はない、そのとおりでよろしいですか。

○国務大臣(福田康夫君) 武力攻撃事態において、要するに国民の生命とか国の安全とか、そういうようなことにかかわる非常に重大な事態にお

いて、特に国民の生命等を守るために緊急情報を発するとか、そういう基本的なことについて御協力を願うということ、これは、そのために指定公共機関としての指定をさせていただくということについて、これは是非御願いをしたいというふうに思っております。

今、そういうことは自主的にやるんだから大丈夫だと、こういうお話がありましたけれども、逆に言えば、そういうことをしていただけるんだら指定公共機関として指定されてもよろしいんじゃないのかなと、逆にそういうふうには私どもは思っております。

もちろん、その際、報道の自由といったようなことについて、基本的な問題について、それをそういう権利を侵害するというようなことをする、そういうことは全然考えているわけでもない。これはもう再三申し上げているわけでございますから、その点については是非御理解をいただきたいというふうに考えております。

○岡崎トミ子君 簡単に言わないでいただきたいと思ひます。

指定公共機関について、なぜ民間放送にまで代執行権が及ぶのか。この事態を、どういう事態を想定しているのか。災害対策基本法では代執行権まで規定していないんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(福田康夫君) 今御発言ありました民間放送に代執行権を及ぼすと、そういうことはありませんよ。そういうことではございません。これは、あくまでも公共放送事業者に対して、速報性という、そういう、そういう機能を持っているわけでございますから、そのために緊急の必要最小限の報道をしていただくこと、こういうふうなことでございまして、例えば内容を申し上げますようにか、どういったようなことを考えているかということですね。これは実は……

○岡崎トミ子君 それは後で触れますので。

○国務大臣(福田康夫君) はい、そうですか。ということでございます。

○岡崎トミ子君 例えば、民放にはどうしてもいなくてもわななきやいけないというような、NHKが何かによって、それは放送できない状況になったときに、それは今度民間放送の方に行くという、こういうようなことについてもちょっと議論がされたというふうな聞いておりますけれども、これは合理的な理由ではありませぬよ。こういうことではないですか。

○国務大臣(福田康夫君) 速報性ということに着目した場合に、例えばNHK、例えばですよ、一昨日地震ございましたね、あのとき速報が流れる。これは民放ももちろん流れるわけですが、しかし、多少時間の差もあつたかもしれませぬ。しかし、NHKだけ見ていればよろしいけれども、そうでない。民放を見ていた場合に、同時刻に同じような放送がされないというふうなこともあるわけですね、視聴率、NHK一〇〇%ということでありませぬので。

ですから、そういうことを考えても、やはり国民の安全ということに着目したならば、やはりなるべく早くすべての国民に知らせたいというふうな情報について御協力を願うということについて、これは何ら私は民間放送といえども拒否するものではないというふうに思っております。

○岡崎トミ子君 民間放送の人、怒りますよ。今まで大規模自然災害ですとか地震ですとか、そのときに警報を流さなかつた、例えばそういうようなことがあるんですか。もう即、地震のときでも民間放送はそれに取り組んで、放送を始めております。

ですから、これは民間放送は自主的に必ずやります。競争しても民間放送はやりません。それは当たり前前のことだと思ひますよ。ですから、義務付ける必要はないわけなんです。

民放連は次のように懸念をしております。すなわち、指定公共機関となれば有事における放送計画を事前に策定して首相と協議する義務が課される。表現の自由を最大限尊重するという修正があつても政府が放送に介入するおそれがなくなつ

たわけではない。すつきり外すべきではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) ですから、速報性という意味において必要最小限というふうには私は申し上げましたけれども、内容を申し上げますか。

○岡崎トミ子君 結構です。私言いますから。

○国務大臣(福田康夫君) そうですか。それであれば、内容を見れば、これはやはり必要不可欠というふうな御理解がいただけるものだというふうに思っております。

○岡崎トミ子君 衆議院では我が党の議員が、総理の記者会見の放送を要請したいと、ある情報について放送しないでほしいと要請することがあるかという質問したことに対しましては官房長官、内容については報道の自由が確保される必要があるという述べるにとどまりましたけれども、明確に答弁してないというふうに思ひます。

こういうことについて要請して、それを結局はこれは介入することになると思ひます、こういうことをしてくれということになれば、その点に関して、同じ質問ですけれども、答弁を求めておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 最後のところ何でしたか。

○岡崎トミ子君 今のところは何ですか、最後に……

この間は、記者会見に出席をする、その出席を、記者会見を放送を要請したりする、あるいは情報について放送しないでほしいと要請することがあるかというこの質問に対して、それは報道の自由が確保される必要があるというにとどまっているんですけれども、その言葉だけでは信用できないという、そういう意味ですね。

○国務大臣(福田康夫君) その放送をお願いする内容等については、これから定めます国民保護の法制の中で法定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○岡崎トミ子君 内閣官房と民放連とで話し合いが持たれているわけですが、その中で、今官

房長官がペーパーを先ほどからお持ちになつていらつしやる放送をお願いする事項というのが示されていて、これはNHKと全く同じ内容だというふうに向つておりますが、その中に警報の発令、解除、武力攻撃事態の状況、避難の指示及び解除となつておりました。この中に、警報の発令及び解除すると書いてあるその下に武力攻撃事態の現状及び今後の予測とあつて、もう一つ、二番目の武力攻撃事態の状況のその下に武力攻撃に関する状況の推移と入つておりました。これは報道の内容まで介入することになるといふふうにしておりまして、民放連は申入れの中でもきちんとこについて反論して言つております。

民主主義の根幹である報道の自由にかかわる領域で指定公共機関を法制化することは受け入れられないのその後に、有事であつても知る権利に奉仕する報道の自由が確保されることが究極的には国民の生命あるいは安全を守ることにつながつていくということでありまして、彼らは大本営発表はやらないんだということを言つております。この武力攻撃の状況に関する推移というのは大変広い状況になるのではないのでしょうか。

これが、具体的にありますけれども、報道の自由、そこに介入すると言わないで、私はやつぱりこれは介入することになるだろうというふうに思いますけれども、いかがですか。

○国務大臣(福田康夫君) 今、委員がおっしゃられました、これは実は民間放送事業者団体に対して説明をこの二月にいたしました。その中で、放送をお願いする事項という資料を配付いたしましたわけでございます。指定公共機関でございます放送事業者の対処措置について、その項目を挙げて説明をしたと、こういうことでございます。

具体的に申し上げた方がいいでしょね、その方が分かりやすいということで申し上げますと、その資料の内容として、まず一、一として、警報の発令及び解除として、武力攻撃事態の現状及び今後の予測、それから危険地域、住民の避難に關し実施すべき対処措置。次に、二、武力攻撃事

態の状況として、武力攻撃に関する状況の推移、住民の避難や避難住民等に対する救援の状況、関係機関による対処の状況。三、避難の指示及び解除として、住民の避難を行う地域、住民の避難先となる地域、予測される避難の期間、避難の方法をそれぞれお示しをしたと、こういうことでございます。

この項目を見てお分かりだと思ひますけれども、やはりそのとき国民が、自分の安全、それから、まあいろいろあるでしょう、自分の家族だとか会社はどうなるかと、そういうふうな状況がどういふような状況に置かれていふかということも理解するためにも、今申し上げたようなことを放送でもって直ちに知ること、これは必要なんじゃないでしょうか。一刻を争うという場合もあるかもしれないから、本当に、そういう意味で、私は、まあこのぐらいのことは知りたいなと、一国民としてもそういう感じは持つわけでございます。

それから、今大本営発表というふうにお話ございました。これはそのときの政治の問題なんです、政治体制の問題なんです。ですから、これはこの法律そのものの問題じゃないかというふうに思つております。

○岡崎トミ子君 民放連にお伺いしましたときに、武力攻撃事態の認定ですとかそれに伴う施策です、そういうものが正しいのかどうかということについては自分たちが判断するんだと、きちりと報道機関が判断して放送するんだということとを言つておられますけれども、それでいいんですかね。

○国務大臣(福田康夫君) 一民間放送でそういう、何というんですかね、危機の状況とかそういうようなものを把握できるのかどうか、その能力をお持ち合わせなのかどうかということも当然ありますよね。これについて、その内容について、それが疑わしいのかなんとかいふ、そういう意見はいろいろあるんではないかと思ひます。政府の言うことは信用

しないという人もいふ可能性もないわけではないという意味においてね、そういうこともあるかと思ひます。ですから、それは、批判する人は批判する人でこれはしようがないと思ひます。しかし、なるべく多くの国民をそういう状況の中から救い出すというためにはなるべくたくさんの人に知つていただきたいと、そういう趣旨でございます。

○岡崎トミ子君 全く民間放送を理解していらつしやらないなというふうに向つておられますけれども、民間放送は積極的に、そのことは言われなくても、指定機関とされなくてもやるんです。戦時下においての役割というのは、マスコミは政府の言いなりにならないんだということ、これはもう自主的な判断で報道をしていくという、この姿勢が大変大事なですね、政府の便利な存在ではない。今、間違つてもないではないというふうにおつしやりましたけれども、政府が間違つ場合もあるわけですから私は、情報というのは政府が発表したというそのまま伝えよということではなくて、きちんとそれは伝える、能力を持つていからこそ要請をしたのであり、また指定公共機関を受け入れることはできないということをはつきりと申し上げたのではないかとこのように思ひます。

それで、私たちがこの附帯決議を見ますときに、報道、表現の自由を侵さないということを言つておられますけれども、この報道あるいは表現の自由、戦時下において決して侵さないんだということの意味はどんなふうに向つて考えますか。

○国務大臣(福田康夫君) これは、報道の自由は報道の自由でございます。表現の自由もそうでございますけれども、それはもう最大限尊重するということとこれをこの法律でも言つていられるとございまして、政府として報道規制をするとか報道の自由を制限すると、そういうことは全く考えておりません。

は提案される、受入れ側の市民ということで考えますと、一番大事なこととは何かといへば、基本的人権であり自由だということに思ひます。

こういうことに関しましては、どうしても武力の、そうした武力下あるいは非常事態、有事、そういうような状況になりますと、どうしても国の中でみんなが一体となって協力するということが強調されますけれども、やつぱり個人の権利というものが大事になってくるのだということで、民主党の場合、基本的人権を入れていられるわけなんですけれども、ここに、一九七八年博多フィルム事件というものの最高裁の判決におきましても、国民の知る権利に奉仕するその役目があるから、だから報道機関の自由というのが認められているのだということがきちんと判決の中で示されておりました。一人一人が持つていられる個人的な、あるいは基本的な自由、そして人権、その確立、そういうことがあつて初めて、報道機関はそれを代行する者として、報道の自由あるいは取材の自由、そういうものが与えられているわけなんです。

ですから、是非とも、メディアというのは個人の人権に奉仕する意義があるので、そのメディアというのは統制をされないんだと。ここで今のような指定機関でやつていくという形になりますと、やや命令系統のような形になってしまいますと、お願いする立場で書かれておられますけれども、ここで報道の意義がなくなつてしまふ、ここに心配であるというふうに向つて私は申し上げております。

基本的人権、自由、報道の自由、表現の自由、そういうことがしっかりと守られていくということとを担保するのであれば、指定機関は外して、自主的に自分たちが判断して、そして放送することとでよろしいのではないかと思ひますけれども、再度お願いいたします。

○国務大臣(福田康夫君) 繰り返しになりますけれども、やはり国民の安全とかそういうものに、本当に緊急性がないと確保できないといつたようなときに、速報性に着目した放送局の放送事業者

の協力というものは、これは私はあつてもおかしくないと思ひますよ。むしろ、そういうときに、私どもは指定公共機関じゃありませんとかそういうようなことを言つて、逆に、済まされるかどうか。ですから、そういうときには、自主的におやりになるというのであるなら、むしろもつと前向きに考えていただいてもいいのではないかなというように思ひます。

もちろん、指定公共機関の指定に当たりましては、放送事業者の意見を十分に聞いて、これからですよ、これから十分に聞いて、適正な手続の確保に努めるということはいたします。今、いろいろ御意見おっしゃいましたけれども、そういう御意見も大いに参考にさせていただきたいと思ひしております。

○岡崎トミ子君 非常事態だからといって政府の伝達機関にはやはりならないということをしつかり押さえておく、基本構造をしつかりと押さえておくことは大事だと思ひますけれども、イラク戦争におきましても、戦時下におけるメディアの在り方は問題視されまして、イギリスの例ですが、BBCの指針ですね。

まずは、BBC放送は、開戦の前にイラク戦争報道指針を公表しております。その指針の内容は、報道用語、取材源、自主規制、専門家の寄与、死者の情報、そして親族へのインタビュ、また反戦運動など十五項目に及んでおりますけれども、この、視聴者の利益を守るためなんだと。その信頼を維持するためには、報道は客観的、公平、公正であるということを考えてBBCは指針を発表しているわけなんですけれども、これに對しましてイギリスの保守党の国会議員が、BBCは国营放送だと、我々は英軍兵士がなせ命を賭して戦場に赴いているかを知らなければならぬとして、BBCが反戦気分をおおっていると、これを問題視しようとしたんですね。これに對しましては、BBCの指針を作った人は、開戦になればBBCとしては反戦論者の声に耳を傾けなければならぬ、戦争に反對する人々は国内外の現実の一

部として報道されなければならないと反論したと。一例なんですけれども、メディアの役割をよく表した言葉だといふふうに思ひます。

反戦気分をおおっているといたつた社会的な圧力も、例えばこういうような状況の中では間違つてあつてはならないということに關しまして、官房長官、御答弁お願いします。

○国務大臣(福田康夫君) また繰り返してみたいな話ですけれども、緊急性という意味において、最低限これだけのことは放送していただきたいということでありまして、それ以上のことをお願いする、そういう意図はございません。また、報道、放送の仕方においても、自主的に、何ですか業務計画とかそういうたようなものを作つてそれに基づいてやつていただければいいわけでありまして、自由を拘束するとかそういうことも全くないんですよ。

もちろん、中身について問題があるということであれば、それはそれで放送しなくても、これはそういうこともあるかもしれぬ。しかし、それが国民の安全とか命にかかわるとかいつたようなことであれば、やっぱり放送したくないんですよ。

○岡崎トミ子君 本当に擦れ違つておりますけれども、民間放送はその国民の生命、財産にかかわることは積極的に放送するんです。自主的に放送するんです。別に指定機関として言われなくてもやるんです。競争してでもやるんです。そういうことを申し上げたいと思ひます。そういう文上義務付けたら、命令することでも積極的にやろうというのを民間放送は言つていて、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

もうどんなにこれに時間を費やしてしまいたければ、沖繩のことを忘れてはいけません。このこと、あしたは横須賀、基地のある、米軍基地のあるところで公聴会を行つていくわけですが、沖繩の問題ですけれども、全国の米軍基地の七五％を一手に引き受けて過重な負担を担つてきているわけですから、生活上も大変な不

便を受けてきている沖繩の皆さん、この有事法制論議というのを大変な不安な思いで見詰めているということをお聞かせ願ひました。

もう十分負担を負つていて、その上、更に負担が課せられるということでありまして、遠いアフガニスタンで米軍が行動を起こしたときに、米軍はまずこの沖繩に部隊を配備いたしました。有事法制がかへつて戦争を招くのではないかと。有事法制の問題のほかに、沖繩の皆さんが最も心配をされているのは米軍支援法制の行く末でございます。

この米軍の行動の円滑化に関する法制、この提出は見送られましたけれども、国民保護法制と同様に速やかに整備することとされております。その内容がはつきりしておりません、いまだに。少しでも示してほしいという沖繩の人たちの気持ちがありますけれども、はつきりしてありません。物品とか役務ですとか施設の提供等を実施するための法整備だと言われておりますけれども、沖繩にしたら、もうこれ以上負担をされるのは嫌だ、何かを奪われていくのは嫌だといふふうにいるのは当然だといふふうに思つております。

改めて聞きますけれども、この米軍支援法制として何が具体的なか身として検討されているか、なぜそういう中身を持った、内容を持った米軍支援法制が必要なのか、それいつまでに策定されるのか、その点についてお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 国民の支援、いやごめんなさい、米軍の支援、米軍支援の法制、これは要するに、武力攻撃事態等におきまして米軍の行動の円滑化に関する措置について検討していくということでございます。ですから、これから中身について検討をするということでありまして、基本的には申し上げれば、例の日米安保第五條というものの従つて我が国を防衛する条約上の義務を米軍が負つていて、それから、米軍が実施する日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動は我が国の防衛の中核を成すもの

であると、こういうことでございまして、そのような米軍の行動が自衛隊の行動と同様に円滑かつ効果的に実施されるために、我が国として物品、役務の提供など必要な措置を講じていくと、こういうこと、こういうのが中身になってまいります。そういうことについて具体的なことはこれから整備をしていく、検討していくということでございます。

○岡崎トミ子君 向こうの心配の中に、武器弾薬の補給はこの時点で行われるのかどうかという質問がございましたが、私は代弁して福田官房長官にお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) 正に我が国が攻撃を受けるという、そういう武力攻撃事態というときに、それを米軍が我が国の要請によつて、守つて守ろうというときに、その米軍に対して武器弾薬を供給しないと考えることの方がおかしいんじゃないでしょうか。それはあくまでも日本の国民を守るためですから、日本の国と国民を。そういうことじゃないですかというところで御理解をいただきたいと思います。

○岡崎トミ子君 更に確かめておきたいと思ひますけれども、この指定公共機関で、具体的に言えば、電気、ガス、輸送、通信、そのほかの法人、そこに働く日本人が米軍に協力をしなければならぬものを持つものになりますでしょうか。米軍の基地の中です。

○国務大臣(福田康夫君) この法制におきまして、米軍の行動の円滑化に関する措置については、この法律、法案に定めるとおり、米軍が日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるようにする観点から実施する物品、役務の提供などが考えられると。そのような措置が適切かつ効果的に実施されるようにするため必要となる法制につきましましては、措置の内容とか実施主体の問題も含めまして、法案成立後に、この法案に示された枠組みに基づいて事態対処法制の整備の中で検討していくと、こう

いうことで、先ほど答弁を申し上げた……

○岡崎トミ子 強制性を持つかについて。

○国務大臣(福田康夫君) 業務の範囲内で法律で定められた対処措置を講ずるものでありますけれども、これは罰則による担保は考えておりません。

○岡崎トミ子君 この米軍の行動に伴って、基本的人権の侵害のおそれについては、これまで度々沖繩は軍隊による人権侵害を身をもって体験しているわけなんです。いざ有事となりますとこれが起こり得る可能性が非常に高いという、そのことを想像している沖繩の人々の心配がありますけれども、この基本的人権の侵害が、防ぐような規定が米軍支援法制の中に当然盛り込まれていると考えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 基本的人権の問題です。

これは、武力攻撃事態における基本的人権の尊重は、これはもうもちろん重要なことでございまして、政府案にもその趣旨を規定いたしております。

しかし、更に、衆議院における修正によりまして基本的人権を尊重するという理念が更に明確になったと考えております。

○岡崎トミ子君 ずっとその権利についてお話を伺っておりますけれども、もう一つ、民主党も修正したものと責任を持つていてというふうには私に思っておりますが、その観点から修正項目について気になるので質問をしたいと思います。

この戦争状況において基本的人権を守るのは非常に難しいというふうな危惧されておりますが、あえてここに盛り込んだ意義についてどう考えているか、またこれらの条文が担保されるためには何が必要だと考えているか、まず民主党の提案者からお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(渡辺周君) 先ほど来の質疑を聞いておりました、正に基本的人権の尊重、これは委員と正に同じ思いをしております。だからこそ、我々も、この修正協議の中で基本的人権の尊重ということを入念にうたうことを盛り込んで、協議

で正に打ち取ったわけでございます。

ただ、今お話ありましたように、国益あるいは公共の福祉という中で、極めて迅速かつ強力な対処措置が公権力によって行われる、その場合にやはり人権侵害の危険性というのには有事において非常に起きやすいだろうと、これは我々も危惧をしております。

正に、そのことを我々はもう入念にあえて法の中に書き込んだことによつて強く訴える。そしてまた、今回の協議の中では、今後一年以内に整備される国民保護法制において民主党のこの基本的人権に係る原則ということ担保するというふうな合意があるわけでございますので、この点については我々としても注目をしながら、また折に触れてこの問題を様々な場で要請をしていきたいなと、そういう強い思いでございます。

○岡崎トミ子君 与党も。与党の提案者にもお願いたします。

○衆議院議員(中谷元君) この基本的人権の尊重につきましても、そもそも日本国憲法で明確に規定されているところございまして、いかなる法律もこれを侵すことはできないということございまして、元々、原案におきましても、この憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならぬと、これに制限が加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に対処するために必要最小限のものであり、かつ、公正、適正な手続の下に行われなければならないと規定されております。

今回、修正によりましてより具体的に項目を列挙をしたわけございまして、この項目以外にも宗教の自由とか学問の自由等がございますが、いずれにしても、そういった権利につきましても、この事態に対処するという中で、その制約につきましても必要最小限のものでなければならぬと考えております。

○岡崎トミ子君 民主党提案者にもう一つお聞きしておきたいと思っております。

合意の二項で意図されているところは非常に重要だと思っております。民主党が提示いたしました

たのは、一、人権保障について差別的取扱いの禁止、二、思想・良心の自由の絶対的な保障、三、報道・表現の自由の不可侵、四、国民の協力は強制的にわたつてはならない、五、特別な犠牲性に対する正当な補償、六、不服申立てそのほかの救済手段の必要性を確保すべきという内容でありました。

これは言葉どおり生かされるということが私は大事だということに思っております。当然民主党の提案者はそうだとおもうに思いますが、今後議論されていく法案のレベルがこれで変わっていくか、本日に「国民保護法制」で措置する」というその合意の意味というのがなくなってしまうというふうに思っています。こういうたぐい申し上げました六項目については、これらが言葉どおり入っていくものというふうには、私は是非そう願いたいんですけれども、これ、どういふふうな理解すればよろしいでしょうか、今後のことについて。

○衆議院議員(渡辺周君) 今、委員御指摘の六項目につきましても、これ正に最も侵害されやすい人権規定であろう、それだからこそ、先ほど来の答弁もさせていただきましたけれども、最大限尊重されるということ覚書の中で交わしたところでございます。

この覚書が空証文にならないように、今後は正に責任ある政府の方々、与党の方々と今後の国民保護法制の中で我々としてもこれを担保を強く求めていく、そしてこの合意が正に覚書どおりにされるように努力をしてみたいと、またそうあるべき、そうなるであろうと強い期待を持って取り組んでまいりたいと思っております。

○岡崎トミ子君 政府は、法制作業に当たってはどのような姿勢で臨まれますでしょうか。政府、官房長官。

○国務大臣(福田康夫君) 基本的人権の問題は、これはもうもちろん大変なことでございまして。今後、国民の保護の法制を整備してまいりませうけれども、そういう場合に、今おっしゃった六

項目のことはもとより、基本的人権というものを踏まえた上で十分な配慮をして、また御意見等もよくお聞きしましたので、そういう御意見も踏まえた上で整備に当たってまいりたいと考えております。

○岡崎トミ子君 すらっと、ただいま六項目はもとよりというふうにおっしゃいましたけれども、これ、六項目がきちんと入って行くというふうには私たちが考えてよろしいのでしょうか、もとよりとおっしゃったのは当然だということ。一言答弁していただいて、決意を言っていたかと思っております。

○国務大臣(福田康夫君) その六項目を十分に配慮してまいりたいと思っております。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。終わります。

○岩佐憲美君 日本共産党の岩佐憲美です。今、有事法案に対する地方自治体の不安、そして批判が広がっています。地方議会での反対、慎重を求める意見書が六百三十八自治体、全自治体の二割になります。周辺事態法の際の二百七十九自治体の二倍を超えています。

五月十五日付け朝日新聞、こちらだと思っておりますけれども、それによりまして、これまでの政府の説明に三十七人が不十分と回答しています。十分と回答されたのは、先般お辞めになられました青森の県知事さんお一人でございます。

そして、国民の私権や地方自治権の一部制限が想定されるのに具体的内容が明らかになっていないなど、不信感を示された知事さんは二十五名おられるという事です。有事の定義が明確かつ限定されることが最も重要として、定義のあいまいさに危惧を示された知事さんもおられます。また、日米安保の中で位置付け、米軍との関係でどういふことをする法案なのか政府は示すべきだといふ、米軍追従が過ぎるのではないか懸念を示された方もおられます。法案以前の課題として、武力攻撃事態の可能性はだれが判断するのか、残念ながら日本は判断できず、米軍に依存している、日

米間の主体性の問題だ、米国の情報により米国の判断で動き出す仕組みは危ういのではないか、そう言っておられる方もおられます。

さらに、国立市の上原市長さんですが、内閣総理大臣に質問書を提出をされて、回答を求めても回答が不十分だったということで、再質問書を提出をされたそうです。そうしたら、個別には回答しない、ホームページを見るようにということでもひどい対応だったということ。上原市長は、市民を代表する自治体の長名で出した質問に回答しないという対応は全く納得できるものではないと非常に憤っておられるんです。

八割の知事さんが政府の対応を批判しておられます。そこで、官房長官に伺いたいんですが、自治体の長のこのような国への批判、不信感についてどうお考えでしょうか。

○国務大臣(福田康夫) 確かに、五月十五日付けの新聞でもって有事法制に対していろいろ意見を述べておられます。

その中で、有事法制の整備に八割を超える知事が賛成しておられることも書いてございますよね。それから、国民の保護の法制の先送り、これについては二十五人の知事が表明している。これもそのアンケートの中にあります。そういうような、それからもう一つ、政府の説明は不十分という、そういう知事さんも多かったと、こういうように承知をいたしております。

しかし、有事法制の整備に八割を超える知事が賛成したということについては、これは、やはり有事法制に対する国民の理解というものがかなり進展してきている、深まってきているというように考えてよろしいんじゃないかというように思っております。

ただ、二十五人の知事が不満を表明した。これは国民の保護法制がまだできていないということについて不満を表明しているんです。それは確かに、知事といえば住民の保護、地方公共団体がその責務を果たすために国民の保護法制の整備を

急ぐ、これは当然のことでございますので、そういうものでございますので、この国民の保護の法制の整備に、これはできるだけ早く取り掛かって、そしてそれを明らかにしていかなければいけない、そのように思っております。

また、政府の説明は不十分と、こういうような指摘も受けております。これは、四月の十八日に国民の保護のための法制について実は政府から公表をいたしております。その説明状況に関して、今月の下旬に新聞社はアンケートを行っております。そのために、この資料を、公表時に地方公共団体に時間の関係で、送付はいたしたけれども、しかし直接説明する機会がなかった。こういうようなことで都道府県知事の多くの方々がそのような回答をしてきたものではないかと考えております。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕

いずれにしましても、政府としては、そういう知事の考えを真摯に受け止めて、法案の規定に基づく国民保護法制整備本部を活用して、知事と閣僚が直接意見交換する機会を設けるなど、節目節目で地方の方々の意見を伺ってまいりたいと考えております。

○岩佐恵美君 この八割の知事さんが、確かに法整備には賛成だということのようですけれども、ただ、その方々が説明が不十分だと言っている。あるいは、国立市長の先ほどの紹介しました憤りというのもあるわけですね。

このやり取りを、この委員会でのやり取りを伺っていてもかなり、それは後でということ、先送りになっている部分がたくさんあります。ですから、これはもう知事さんたちは非常に不安を持つというのの当たり前だと思わね。その点について幾つか伺っていきたくと思わね。

有事法案は、我が国に対する武力攻撃やそのおそれが発生する以前の、いわゆる予測事態の段階から武力攻撃事態等に対する対処措置を發動するものです。そして、地方公共団体や公共的機関に

に協力する努力義務が課せられます。武力攻撃事態法は、第二条七号で対処措置の定義を定めています。そのうち、地方公共団体や指定公共機関にかかわる対処措置は二つあります。一つは、自衛隊や米軍の行動のための物品、施設又は役務の提供その他の措置。もう一つは、国民の生命、財産の保護や国民生活、国民経済への影響を最小にするための措置です。

後者のいわゆる国民保護法制に関してはその輪郭的なものが示されています。しかし、米軍や自衛隊の行動に対する支援措置に関しては全く明らかにされていません。なぜ、支援法制については輪郭すら明らかにしていないのでしょうか。

○国務大臣(福田康夫) この米軍のことについては、これは、今後、この法案が成立後いろいろ整備しなければいけないことはあるわけですね。その中の一つでございます。この事態対処法制の整備をする、そういう中でいろいろな状況を考慮しながら具体的に検討を進める、そういうことでございますので、すべて明らかにできていないということでございます。

○岩佐恵美君 米軍、自衛隊への協力内容の輪郭すら明らかにされないままにこの法律で自治体、国民に協力義務だけが押し付けられる、これはもう自治体、国民が強い懸念を抱くのは当然です。

周辺事態法では、地方公共団体や民間の協力について政府の解説の中で一定の内容、項目が示されています。ちよと表にしてみましたので、見ていただきたいと思いますけれども。(資料を示す)

地方公共団体の権限の行使を定めるものということで、地方公共団体の管理する港湾施設、空港施設の使用、建物、設備等の安全等を確保するための許認可、建設基準法等に基づく許認可、消防法上の緊急搬送。それ以外で地方公共団体に協力を依頼するもの、公営バス等による人員、物資の輸送、地方公共団体による給水、公立医療機関へ

の患者の受入れ、地方公共団体の財産、物品の貸付け、そして体育館、公民館等の施設を目的外使用の許可。民間に協力依頼するものとして、人員、物資の輸送に関する民間輸送事業者の協力、廃棄物の処理に関する関係事業者の協力、民間医療機関への患者の受入れ、民間企業が有する物品、施設の貸与、地方公共団体管理の港湾、空港の使用に関する民間会社の協力となっているんです。

周辺事態法では地方自治体や民間の協力となっているわけですが、武力攻撃事態法では、米軍、自衛隊への支援措置というのは地方自治体や指定公共機関の責務とされています。

そこで伺いたいんですが、武力攻撃事態法の対処措置には、この周辺事態法で示されている協力項目、これがすべて含まれるんでしょうか。あるいは、これらの項目以外に考えていることがおありなんでしょうか。その点について伺いたいと思っております。

○国務大臣(福田康夫) これは先ほど一部申し上げましたけれども、この武力攻撃事態等におきまして地方公共団体がどういう役割を果たすのかということについては、これは実情を考慮しながら具体的に検討してまいると、そういうことでございます。

○岩佐恵美君 こういう大事な問題を今後検討する、先送りというのは全く無責任だと思わね。今回の法案で自治体などに米軍、自衛隊への支援措置が義務付けられる、そういう枠組みが作られるわけですね。ところが、その内容も項目も輪郭すらも示されない。だから、ほとんどの知事が説明不十分、一番肝心の問題が示されていない、そういうことで政府の説明に不信感を表明しているんじゃないやありませんか。

官房長官、そこで米軍、自衛隊支援法の内容だとか項目、それを明らかにすべきだと思わね。再度どうですか。

○国務大臣(福田康夫) その具体的なことについてはこれから、先ほど申しましたように、検討

してまいる、こういうことでございます。この今の御審議いただいている対処措置の具体的ことにつきまして、その内容、実施手続などについて、これは定めるものではないんです。そういうことについてはそれぞれの法令で規定すると、こういう考え方をしております。

○岩佐恵美君 委員長にちよつとお願いをしたいんですが、地方自治体や国民の不安にこたえない、こういう政府の無責任な態度では、私は何度やり取りしても、この参議院の特別委員会としてちゃんと責任が持てる審議にならないと思うんですね。衆議院では委員会の求めに応じて国民保護法制の輪郭が出されました。

私は、当委員会としても、政府に対して、米軍や自衛隊に対する自治体の支援措置の内容、項目等を明らかにした資料を提出させるように委員会として求めてほしい、委員長にそのお取り計らいをお願いしたい、そう思います。

○理事(阿部正俊君) 追って、理事会で協議させていただきます。

○岩佐恵美君 今回のその自衛隊法の改正案ですね、新たな自衛隊支援措置が組み込まれています。現行自衛隊法では、防衛出動が命令された段階において、防衛庁長官の要請に基づいて都道府県知事は、病院などの施設の管理、土地、家屋、物資の使用、物資の保管命令、収用、医療、土木建築、輸送業者への従事命令を行うことができるという規定になっています。これはあくまで日本が武力攻撃を受けた段階での措置でございます。

ところが、今回の自衛隊法の改正案では、日本が武力攻撃を受けていない段階、つまり予測事態から、防衛庁長官は、自衛隊の部隊を展開することが見込まれ、かつ防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域に「陣地その他の防御のための施設を構築する措置を命ずることができ」として、展開予定地域内において土地を使用することができるという規定を新たに盛り込みました。

そこで伺いますけれども、予測段階で展開予定

地に陣地その他の防御施設を構築するという、陣地とは何でしょうか。その他の防御施設とはどういう施設を言うのでしょうか。例えばヘリポートや飛行場待避場なども造られるのでしょうか。ミサイルの発射台や武器、戦車の保管庫、これはどうなるのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 防御施設とは何かというお尋ねでございます。

陣地その他防御のための施設とは何かと、こう申しますと、戦闘行動に直接必要となる施設及びこれと一体となって使用される施設のことを申します。

といっても、何のこともだかよく分かりませんが、具体的には何かと申すと、各種火器用の掩体ですね。掩体というのは、それを何と申すかな、シユルターのようなものでございまして。掩体等、戦闘行動のために直接必要となる陣地、及びそれと一体となって戦闘行動のため使用される施設である障害物というのは、鉄条網でありますとか対戦車溝、穴ですね、そういうようなもの、あるいは指揮所、監視所などの防御のための施設というのが含まれるということでございます。そういうような防御のために必要なもの、そのための施設というふうな御理解をいただければと思っております。ですから、掩体でありますとか指揮所でありますとか鉄条網でありますとか戦車溝、穴でありますとか、そういうものをお考えいただければよろしいかと存じます。

○岩佐恵美君 自衛隊の施設で作れないものはあるのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 作れないもの、ちよつと御質問の趣旨が分かりませんが、防御のための施設ではないものというものはこれでは作れないということになるだろうと思えます。

○岩佐恵美君 防御施設を構築するために使用する土地、これはどういう土地が対象になるのでしょうか。国内でこの規定で使用できない土地があるのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは非常に、武力攻撃

予測事態というような状況におきまして土地を使用するわけでございます。したがって、特定の場所、逆に申し上げれば、どこでもいいというわけではなくて、ほかの土地では代替不可能というふうな場所ということに相なるだろうと思っております。それは、代替可能な場所もあるのかもしれないけれども、基本的には、当たり前の話ですが、我が方にとつて防衛しやすく相手にとつて攻めにくい、そういう場所、この場所というふうにかなり特定される形になるだろうと思っております。

こんな場所は絶対に使えないということは何かということをおっしゃられますと、それはもう、何というんでしょうか、そういう場合に使つてはいけない土地、ほかに目的がある土地。しかし、考えてみますと、そういうような事態において民間の方々、つまり戦闘が行われることが予測される地域でございますから、そこに民間の方々がおいでになるということは本来想定をしておるものではございません。そこからは民間の方々には速やかに待避をさせていただいて、安全な状況の地域に移っていただくということをこの地域は予想しておるわけでございます。

○岩佐恵美君 家屋がある土地は使用しないんじゃないんですか。家屋がある土地。

○国務大臣(石破茂君) これは基本的、失礼、家屋がある土地ではなくて、空き地というものを想定しておるわけでございます。

○岩佐恵美君 つまり、家屋がある土地以外ですね。田畑であれ、あるいは民間の営業用地であれ、あるいは自然環境保全地域であれ、どこでも例外なくすべての土地を一方向的に使用できるといふことになりません。

次に、土地のその使用の手続についてなんです

例外的にあるのは、日本有事の際の自衛隊法にあるだけです。それはなぜかという点、憲法二十九条で国民の財産権が、これを侵してはならないと保障されているからなんです。国民の、その公共のために国民の土地を使用しようとする場合には当然適正な手続が必要であつて、そのために土地取用法があります。

通常時における自衛隊の基地、施設のための土地使用、これは土地取用法の手続に従わなければならない、これが現行法の体系だと思ひますが、国土交通省、いかがですか。

○政府参考人(中山啓一君) お答えいたします。

土地取用法におきましては、土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、第三条各号に掲げる事業として幾つかが規定されております。一般論として、通常の場合、御指摘の自衛隊の施設の設置が三条の各号の一に該当し、このために土地を使用する場合であつて、任意の補償交渉により解決できないようなときには土地取用法の手続によることとなると解されております。

○岩佐恵美君 そうすると、自衛隊法の改正案百三条の二では、なぜ武力攻撃も受けていない予測段階で土地取用法の手続を経ないで一片の公用令書だけで自衛隊の陣地構築のための土地使用ができるということにしたのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは、そういう事態においてそのような手続を取つておるとまがないことがあるからでございます。

○岩佐恵美君 つまり、武力攻撃がもう迫つてい

るということなんだと言われるんですけれども、しかしあくまでも武力攻撃が予測される事態なわけですね。

その予測事態とは何かというと、政府の統一見解では、その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどから見て、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される事態として

いるわけですね。つまり、客観的に判断される事

態ということ、あくまでも相手国の意図を推測するということなんですね。結局、政府の判断次第ということになります。

政府が予測事態だと認定すれば、現行の土地取用法の手続は停止状態になります。自衛隊法百三条の二に基づく土地使用、言ってみれば、戦時取用法とでもいべき強制土地使用規定が動き出すことになるといふことではありませんか。

○国務大臣(石破茂君) 政府といたしまして、その武力攻撃予測事態というものをそんなに軽々に認定できるような運用を考えておるわけではもちろんございません。

意図を推測というふうにおっしゃいましたが、その武力攻撃事態と武力攻撃予測事態の相違というものはいろいろございますけれども、実際、我が国に対しての武力行使がなされたかなされないかということが大きな違いでございます。

それじゃ、単なる推測だけで武力攻撃予測事態ということになるのかといえば、それはもつと慎重に客観的な判断がなされることになると思っております。そしてまた、これは強制取用というものの概念とは異なった概念だということも委員御案内のとおりでございます。

○岩佐恵美君 予測事態について大いに議論がされ、まあいろいろなことが言われているわけですが、けれども、その予測事態の段階で強制的な土地取用ができるということは紛れもない事実でありまして、正に土地取用法体系に風穴を空けると、憲法に保障された国民の財産権を私は侵害するものだと思います。

別の視点からちょっと伺いますが、百三条の二を新設する理由について、陣地等の防御施設の構築には相当の期間を要することから、予測段階から防御施設を構築することが必要な場合が想定される、そういう防衛庁長官の答弁がありますけれども、相当の期間とはどのぐらいの期間なんですか。数週間なんですか、数か月なんですか。

○国務大臣(石破茂君) それは物によりまして。何

を展開するかということによりまして、そしてまた相手がいかなるものを持つてくると予測されるかということにおいておのずから決まるものではないかとありますが、それは数日間の場合もあれば数週間の場合もございましょう。しかし、数か月武力攻撃予測事態が続くというようなことはなかなか想像されにくいことかと存じます。

○岩佐恵美君 予測事態といつても、今の長官の御答弁のように、一体どういう期間なのかというのは分からないわけですね。だって、武力攻撃があつてから急にどんだん造る、その施設を造つたつて間に合わないわけですから、かなりその予測前から予測しなきゃいけない。その予測を一体どういうふうにするのか、判断するのかというのは、なかなかこれは大変なことですね。

だから、日本が武力攻撃を受けていない下でも相当の期間、予測事態の下で、結局、現行の土地取用法の体系ですと、これを停止すると。そして、強制的に土地使用ができる、取用じゃないですよ、土地使用ができる、一片の公用令書で土地使用ができるということになるのではありませんか。

○国務大臣(石破茂君) 言い方によつてはそういう言い方も、物事は両面ございまして、そういう言い方からぬとお考えであればそういうふうな表現の仕方、それはすべて間違つていないことを申し上げるつもりはございません。

ただ、私どもがこのような規定をお願いをいたしておりますのは、まさしく委員御指摘のとおり、武力攻撃事態になつてそういうものを造つておつて間に合うのかということでございます。

私どもは、武力攻撃予測事態から武力攻撃事態に推移しないということが一番望ましいし、そうあらねばならないと思つております。そうしますと、予測事態の段階でそのようなものを、防御施設を構築いたしました、なお更にそういう防御の能力が高まるということによりまして、それはエスカレートされるという見方もあるのかもしれないが、私どもの考えでは、そういうものを構築

することによつて武力攻撃予測事態に至らない。そしてまた、敵、という言葉を使つておいて、国民の生命、財産を守るということに重きを置いておるわけでございます。個人の財産を侵害するということに重きを置いておるわけはございませんし、そのことには正当な補償もいたしますが、国民の生命、財産をいかに守るか、そしてまたいかに武力攻撃事態に推移しないかということに力点を置いて私どもはお願いをいたしておるところでございます。

○岩佐恵美君 長官はそういうお立場であれこれ言われるわけですが、結局、予測事態と政府が判断すれば一片の公用令書だけで、相当の期間、日本じゅうこの土地でも陣地のために使える、あるいは自衛隊の施設は何でも造れるということになるわけですね。そういう意味で、私はこれは国民にとつて大変な中身だということに思っています。

この予測事態で、国民の土地を強制的に使用する、あるいは使用して構築された陣地その他の防御施設、これは米軍に提供することはあるのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) よく委員は御案内の上でお尋ねかと思つておられますが、この今申し上げております展開予定地域とかそういうものはだれがいつ判断をするのかということでございますが、これは当然のことながら、対処基本方針に記載をするわけでございます。閣議決定を経ました後に国会の御承認をいただくということでございます。

それは軽々にそういうようなことを発動するということのようなことを考えておるわけはございません。閣議決定をし、そして国会の承認を求めるといふことになるわけでございます。したがって、一片の公用令書によつてというふうな、本当に軽々しく国民の主権を制限することができないような制度にはなつておらないということでございます。

現在のところ、この法律において、この法文の実は条文からも明らかでないように、これは米軍ということをして想定しておる条文ではございません。

○岩佐恵美君 私は、一片の公用令書だけでという前に、だからさつきから予測事態はどういうふうに判断するんですかというところを言つておるわけですよ。それで、予測事態というのは武力攻撃が起つてからじゃ間に合わないんでしょ。そのかなり前から準備をしなきゃいけないんじゃないですか。そうすると、そういう武力攻撃が始まつていない、いわゆる日常的な事態の中でこういう仕組みというのが動かなければ、日常というか、要するに武力事態とは違う、武力攻撃とは違う状態の中でそういうことが行われるじゃありませんかということをお尋ねするわけで、別に違ひはないわけですよ。

そこで、米軍の使用についてですけども、これは絶対ないと断言できるのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) やはり武力攻撃予測事態というのはかなり非日常だと思つておられます。これは「内閣総理大臣の承認を得た上」ということで七十七条の二には規定をしております。この七十七条の二というものが発令されるということはそれだけのシビリアンコントロールを経た上であつて、軽々に行われるわけではないということをお尋ねされたのであります。

それから、絶対にこれはあり得るかあり得ないかというお話でございますが、それは現在のところ想定をいたしておらないということでございます。

○岩佐恵美君

そこで、ちょっと伺いますが、今

回新設された百三条の二ですね。これは予測事態

での土地使用について規定したものですけれど

も、現行の自衛隊法百三条には防衛出動命令時の

家屋の使用、病院等の施設管理、物資の保管、取

用、医療関係者などの従事命令についても規定を

してあります。これらについて予測段階から発動で

きるようにしたい、これは防衛庁・自衛隊がかね

後、百三条にある土地使用以外のことについてもその予測段階からできるようにしようと考えているのではありませんか。

○国務大臣(石破茂君) どういうことを我々がやるかというところを推測しておられるのかもしれませんが、よく分かりませんが、現在そのようなことは考えておりません。

○岩佐恵美君 今後の対処法制の検討の中でも土地の使用以外は、今ずっと挙げましたけれども、家屋の使用、病院等の施設管理だとか、物資の保管、取用だとか、そういうものは絶対検討対象としないと断言されるのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは自衛隊に關しますことでは考えておりません。

ただ、国民保護という観点からどういう形になるのか、それは今後の国民保護法制の御議論の中でいろいろ検討されることだと考えておられますが、自衛隊に關することでは現在考えてはいないところでございます。

○岩佐恵美君 結局、今日、私は自治体とこの有事法制の關係ということで伺ってきたわけですが、れども、あるいは国民の権利ということにもなると思いますけれども、今回の有事法案では、日本じゅうどこでもとにかく予測の段階から自衛隊、一片の公用令書とさつきから言っていますけれども、予測の段階から自衛隊の陣地を構築することができるとは、それはそうすよね。

○国務大臣(石破茂君) いや、それはおっしゃるとおりなんですが、議論といたしまして、七十七条の二、すなわち防衛施設構築の措置というの、認める地域、展開予定地域がありますときは内閣総理大臣の承認を経た上でその範囲を定めということになっておるわけでございます、これは厳正な手続を踏んでおります。そういうような上でそういうことをやむを得ず行う場合はあります。

それは誠にもってそういう武力攻撃事態にならないように、そしてまた敵の侵害を早急に行うことができるだけ速やかに排除するようにという目的でやっています。

おるわけでございます、個人の私権の制限というものに力点を置いて御議論になりますと、そういうことが起こらないようにどうするかということをよく配慮しておるわけでございます。

○岩佐恵美君 さつきから言っているように、予測事態というのは政府の推測に基づく判断による、そういうものですよ。それは議論の中ではいろいろと、じゃ、日本政府にそんな予測の事態の推測はできるのかと、結局はアメリカに言われるんじゃないかなんという話もあるわけですが、いずれにしても、そういう予測事態ということで陣地の土地使用が一体いつから始まるのか、いつまで続くか分からない、長期になる場合もあるということですよ。だから、私は、自治体や国民が不安に思っている。御理解をと言ってもなかなか通る話じゃない。

予測事態での陣地の構築についてあらゆる事態に備えると言われるんですが、ミサイルが飛んでくるような近代戦争で、国内のあちこちに自衛隊の陣地作って、どうやって備えるということになるんでしょかね。これは私もちょっと議論をしてみましたけれども、なかなか難しいという話が原局の方も言っておられましたけれども、予測事態の段階から戦時取用法とも言うべき強権を発動して自衛隊や米軍の新たな陣地を構築すれば、正に戦争を呼び込む最悪な事態となるわけですね。そして、平和的な解決への道を閉ざすことになります。

今、私は最後に、ちょっと時間がなくなつたので、憲法九条を持つ日本に求められているのは、そういう予測の事態でいらないことやるんじゃないかと、平和的な解決に全力を尽くすことだということに思います。

今日はまだ議論が尽くされていない部分もあります。十分審議を引き続きやっていくべきだと、そして国民の疑問に答えていくべきであるということをお願いして、質問を終わりたいと思っております。

○田村秀昭君 国会改革連絡会(自由党)の田村でございます。

官房長官もおられますので、集団的自衛権についてお尋ねしたいと思います、二、三。

まず、国連憲章の五十一条で個別的又は集団的自衛の固有の権利として認められており、こういうことが国連憲章に集団的自衛権が規定されているのは、独立国家と言えらるる大切な権利だと私は思っているんですが、三十五年の安保改正、三十七年のキューバ危機、四十七年の沖繩返還など、我が国は昭和三十年代、四十年代にかけて、持っているけれども使えないというような態度を政府は取っておられますけれども、持っているけれども使えないというのは、もうちょっと分かりやすくどういふことなのか、教えていただきたいと思っております。

〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕

この件については官房長官、是非お答え願いたいんですが。

○国務大臣(福田康夫君) そもそも、独立国家として自衛権を持つ、また集団的自衛権を含めて自衛権を持つということは、これはもう当然の権利だと、こういうような考え方は当然認められるものだと思います。

ただ、日本国の場合に、憲法九条の下において許容されている自衛権の行使、これは我が国を防衛するため必要最小限と、こういう範囲にとどまらなければならないようにされておまして、したがって集団的自衛権を行使するということがその範囲を超えると、こういうことなんです。要するに、憲法九条の規定によつてこのような解釈をしているということでございます。

○田村秀昭君 憲法の制約によつてそのようにしているということの御答弁だったように思いますけれども、三十年代、四十年代はさき知らず、もう二十一世紀に入つて脅威の質も変わってきているわけですね、ミサイル、大量破壊兵器の拡散と。そういう脅威の中で国民の生命、財産をいかにして守つていくかという政府の重大な任務が課せられていくときに、依然として、集団的自衛権は持っているけれども使えないということはい

つまでもいつまでも言い続けるというのはいかなものかと私は思います。

ミサイルが飛んで来ますと、それで、それは日本に向かっているのかアメリカに向かっているのか分からない、そういうときにそれを迎撃する。自分のところへ来たときだけは迎撃できるけれども、よそへ飛んでいったときは迎撃できない。そういうことは飛んでいるときは分からないわけですから、結果的には集団的自衛権ということになるかもしれないし、全然脅威の質が変わってきて、依然として内閣法制局の言うような縛りに縛られていくおつもりなのかどうか、もう一度お尋ねいたします。

○国務大臣(福田康夫君) この集団的自衛権の問題につきましては今までもいろいろな議論があつたわけでございます。

我が国は憲法九条でもつて制約を受けているということについては、その分は日米安保条約でもつて我が国の安全を守ると、こういう仕組みになつておるわけでございます。もちろん、いろんな議論ございまして、また時代も移り変わってきたわけでございますし、そういう中で今後どういふような議論がなされるかということではございませぬ。これは、国の最高、国権の最高機関でございます国会でもつて十分な議論をしていただきたいというふうに思っております。

政府としては、現在は、今までの憲法の解釈というものを遵守しておるということでございます。

○田村秀昭君 国際社会が今、その地域地域で一致団結して問題の解決に当たると、そういう時代を迎えているときに、我が国のみが集団的自衛権の問題によつて各国と足並みをそろえることができないようなことになれば、これは国家としても致命的な損失であると思っておりますけれども、そういう三十年代、四十年代と違つた時代、新しい時代を迎えてもそういうことを検討することもしないというのはいかなものかと私は思いますので、しつこいようでもう一度お尋

ねさせていただきます。

○国務大臣(福田康夫) 要するに、この我が国憲法、もう五十年以上たつてゐるわけでございますけれども、そういう憲法の解釈についていろいろな議論があつて、その中で、今の考え方でやることについてはこれは大方の御理解を得られてゐるものというふうにしてあります。

今後、この解釈についてどうするかということにつきまして、これは先ほど申しましたようにいろいろな議論があつていんだらうというふうに思ひます。また、国際情勢が例えば変化するといったようなときに今のままでよろしいかどうか。これは憲法の改正の問題とも絡んでくる問題だらうというふうにしてありますので、そういう観点からの議論も必要だらうというふうにしてあります。

○田村秀昭君 ミサイル防衛の担当である防衛庁長官、いかがですか。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど委員がお尋ねの、弾道ミサイルがどこへ向かつてゐるのか分からないという状態でのうなのかということがございまして。私も似たような状態は、これは法制局の答弁がございまして、弾道ミサイルの発射後においてこの武力攻撃が我が国に対するものであることがいまだ判明していない段階での対処につきましては、我が国を目標として飛来してくる蓋然性が非常に高いというふうな判断される場合にはこれが自衛権の対象として認められることもあり得ると、こういう立場を取っております。このことをどう考えるか。いろいろな議論が、法的にも、そしてまた技術的にも必要なことなのだというふうにしてあります。

集団的自衛権につきましては今官房長官が答弁なさつたとおりでございますが、これを弾道ミサイルとどのように考えるかというところは私どもとしてもきちんと整理しておかねばいけない問題だというふうにして認識をいたしております。

○田村秀昭君 私は、この集団的自衛権の問題と

いうのは、できるだけ早く憲法との関係について精査しないと、今行われている有事法制だとか周辺事態法だとか米軍の支援ということを行ったような場合にも、そういう問題で、自分たちの国を助けてくれる国への後方支援というんですか、これは弾が飛んでこないとか安全な地域だとかいう意味ではなくて、一つの後方というのは職域の機能を言つてゐるわけで、そういうことを我々が、我が国の自衛隊がする場合においても、非常にこの集団的自衛権の問題というのは、すっきりしないと神学論争のようなことを繰り返していかなくちゃならないということ、行く人たちにとつてもきちつとして行かしてもらいたいという希望は非常に従来から強いと私は思つておりますので、どうぞよろしく御検討いただきたいというふうにしてあります。

それから、次に自衛隊の海外における活動について、二、三お尋ねをさせていただきます。
今、インド洋で海上自衛隊が燃料補給を各国の艦船に対して行つてゐるんですが、これは行つて行かないとかいうことではなくて、実際に行つてゐる隊員というのはもう大変なわけですね。炎天下の場合には、海水が三十七度以上になつてくると、もう甲板の上で卵焼きが焼けるような、そういう状況で、もう疲労の、過労というか、もう疲労度が非常に高い。それで、この前、二名の自衛官が過労のために派遣先で亡くなつてゐるわけですが。

そういう現実に行つてゐる人たちの立場に立つては余り議論がなされてゐない。行くべきだとか行くべきじゃないとか、そういうことに焦点が当てられてゐるわけですが、非常に自衛官に課せられた任務は大変なものだということを私は思つてゐるわけですが、是非、この自衛官の処遇問題について、厳しい環境下での任務遂行でございまして、特に艦船というのには寄港しないと手当が付かない、海上で勤務してゐる場合には勤務手当というのはなかなか付かないような現状でございまして、是非、これは防衛庁長官、お考え

になつておられると思ひますけれども、今現在どういうふうな隊員に対する処遇が行われてゐるか、お尋ねさせていただきます。

○国務大臣(石破茂君) 失礼いたしました。先生から、この点は参議院外交防衛委員会におきましても御指摘をいただきました。また、与党の議員からも多く指摘がなされ、また現場からも御意見があるところでございます。

そういうのを踏まえまして、先般、この手当の改正は行わせていただきました。詳細につきましてはまた先生の方に御説明に上がらせていただきたいと思ひますが、いろいろと隊員に對します御配慮をいただきました。ありがとうございます。

○田村秀昭君 我が国の国際貢献に関して、今、イラクへの復興支援ということが話題に上つておられるわけですが、特に派遣される自衛官がいかにかすれば現地でも効率的かつ安全に活動できるか、イラクですね。それで、自衛官の疲労度に関するいろいろな調査も是非していただきたいと思ひます。

そういうことについて、今、イラクの復興支援ということについての自衛隊の派遣ということについては、今どういふ状態になつておるのか、ちよつとお聞かせください。

○国務大臣(福田康夫君) イラクに対する支援の在り方と申しますか、具体的な方策につきましては、今様々なことを考へております。例えば医療支援とか、それもエジプトとかヨルダンとか巻き込んだ形で、アラブの国々と一緒に支援をしようというふうなことをやっております。

自衛隊の活動ということになりますと、そういう場面があるのかどうかということを含めまして今いろいろ調査いたしております。具体的には、例えばイラクの国内でない、国外において中東地域の輸送業務の支援をする必要があるかどうか、またその場合にどういふような体制が必要かといったようなことも今調査を始めたところでございまして、現行法の中でできる限りの支援はしていきたいと、こういうことになりまして。

イラクの国内のことになりますと、これはやはり新しい法律を作らなければいけないというようなことがございます。新しい法律を作つてどんなニーズがあるのか、そういうようなことも含めまして今いろいろと調査をしております。

○田村秀昭君 官房長官、このイラクの復興支援ということについては、自衛隊関係は大体いつごろから派遣される御予定なのか。新法との関係も、法律の制定も必要なのか。

○国務大臣(福田康夫君) ただいま申し上げました例えはイラク国外における、周辺国における輸送活動とか、そういったようなことにつきまして、これは現行法でできますので、それはそういうニーズが本当にある、あるということになれば積極的に取り組んでいこうと、こういうふうに考へております。それ以上のことにつきましては、これはまだこれから検討してまいりたいというふうに考へてゐるところでございます。

そういう意味におきまして、いつということを申し上げるのは、イラクの国内治安状況とか、いろいろな状況を判断した上でのごとでございます。

○田村秀昭君 その際には是非考へていただきたいのは、武器使用のことです。

武器の使用の基準を国際基準に照らして遜色の無い、特に治安の余りよくないところでありまして、今までのPKOとかそういうのとはちよつと異なりますので、その武器使用基準を国際基準にきちつとしてから行かしてもらいたいというふうにして私に思ひますが、いかが。官房長官。

とか、いろいろ考え方がございますので、そういうものを勘案した上で判断すべきものと考えておりまして、今、政府の方として具体的にどうこうということを考えているわけではございません。御意見は御意見として承っております。

○大田昌秀君 自衛隊の派遣される場合には是非、国際的な基準に照らして、活躍できるように是非お願いしたいということ強く要望して、私、質問を終わらせていただきます。

○大田昌秀君 社民党・護憲連合を代表いたします。質問させていただきます。

まず、有事法制の有事という用語は、一般には、非常に意味、内容があまり分りにくく、言われております。今回提案されている有事関連三法案は、武力攻撃事態法を主眼にしていますが、その定義からしますと有事とは正に戦時にほかならないと思われませんが、どうして戦時法制と言わずに有事法制としたのか、御説明ください。

○国務大臣(福田康夫君) 国家の緊急事態に対する対処というものは、独立国家として当然の、また最も重要な責務であるというように考えております。ですから、有事法制は国家存立の基本として当然整備されていなければならないものというように考え方をしております。

この有事関連法案は、もとより憲法の下でもってあくまでも外部からの我が国に対する武力攻撃時に的確に対応できる態勢を構築する、こういうことを目的として整備するものでございます。また、法案では基本理念として憲法に定める基本的人権の尊重を明記しておりますし、今後の事態対処法制の整備とかまた武力攻撃事態への対処は当然のことながらこの基本理念にのっとって憲法の範囲内で実施されると、こういうことでございます。

今、戦時立法、戦時法制と、こういうような御指摘ございましたけれども、この戦時立法、これ具体的にどういふものか明確なものはないですね。日本国憲法の下における有事関連法案は、戦前の国家総動員法とかそれから兵役法というのが

ございましたけれども、そういうものとは全く異なるものでございます。

○大田昌秀君 去る第二次大戦において、我が国には三百余りの有事、戦時法制があったと言われられておりますが、戦時中のこれらの法制と今回提起されております有事法制と本質的に違う点がございますか。違う点があるとすれば、具体的にどういふ点が違いますか。

○国務大臣(石破茂君) 戦前の有事法制というのは、要は国家の総力をすべて戦争に向けて結集するのだということだったと思います。国の総力を最も有効に発揮し得ようとする、物的資源を統制、運用する、そして治安を維持するということがございまして、そこには国民の保護という概念がほとんど見られなかったと私は思っております。

しかし、今回の有事法制というのは、一つは自衛隊の行動を円滑にということもございまして、もう一方で、いかにして国民を保護するか、迅速に避難をし安全な場所へ逃れていただくということを中心と考えておるわけでございます。もちろん国家総動員法というものもございまして、戒厳令とかそういうものもございまして、私も戦前の有事法制をほとんど目を通してみましたが、今回のものは全くそれとは異なつたものだという認識を持っておるところでございます。

○大田昌秀君 去る太平洋戦争で日本が無条件降伏したときの国の内外の残存兵力及び総予算に占める軍事費の割合について正確な数字を教えてください。

○国務大臣(石破茂君) お答え申し上げます。八月十五日の、十五日現在、昭和二十年、残存兵力数は陸軍五百四十七万人、海軍二百四十二万人となっております。昭和十六年から二十年まで軍事費は千六百六十億円が総計でございます。一般会計、特別会計、臨時軍事費の合計は四千七百五十五億円でございまして、軍事費の割合は三五％というふうな承知をいたしております。○大田昌秀君 多数の兵力に加え、巨額の予算を

使った去る大戦で施行された三百余りの戦時法制によって国民の生命、財産が守られたと認識されておられますか。

○国務大臣(石破茂君) これは冒頭申し上げましたように、国民を守るという意識にかなり欠けた全くなかつたとは申しませんが、防空法などはその一部だったと思っております。ただ、そのことによつて、戦前にあれだけあつた有事法制によつて国民の生命、財産は守れなかつた。それは有事法制に起因する部分もそれはございまして、国民を保護する法制がなかつたということがさきの大戦の大きな反省点だと思っております。

しかし、それ以外にもやはり外交の誤りでありまして、あるいは戦争の見積りの誤りでありまして、あるいは統帥権、陸海軍の現役大臣制、多くの要因が重なつてあのような惨禍が生じたものというふうな承知をいたしております。

○大田昌秀君 私は、今回の有事法制問題を考える場合に、去る沖繩戦の体験と申しますか教訓と申しますか、これを参考にすることが非常に大事だということに考えております。

政府は、去る太平洋戦争で住民を巻き込んだ沖繩戦の性格をどのように認識されていきますか。とりわけ、戦時下の沖繩で戦時法制がどのように一般住民の人権や財産権を守ることができたかについて、もしできたならば、具体的な例を挙げてお示しください。

○国務大臣(福田康夫君) さきの大戦におきまして、沖繩は国内で唯一の住民を巻き込んだ地上戦を展開したと、こういうことでもって、これはも本当に多数の県民の尊厳が犠牲となり、そして筆舌に尽くし難いような苦難を経験された、そういう認識をいたしております。

こういうような沖繩戦の実態を十分把握していくということは、これは大変重要なことだと認識しております。これまでも、国会図書館、それから沖繩県などの協力を得まして、関係する公文書等の収集整理を行うというふうな、その実態の把握に努めてまいっております。

また、昨年から都内に沖繩戦関係資料閲覧室を開設いたしました。そこで一般にそういう資料を公開し、多くの人が沖繩戦の実態に触れるということができるよう努めておるということでございます。

それから、沖繩戦におきまして戦時立法がどういふ機能を果たしたのかということ、今後、沖繩戦の実態を考慮する中で明らかにされるべき事柄と考えております。しかし、当時の戦争は総力戦でございます。国家の資源を挙げて行ったというものでございます。単に法制の機能のみを取り上げて論ずるのは困難ではなからうかというように考えておるところでございます。

○大田昌秀君 政府が提案されているいわゆる有事法制は、私から見ますと、憲法の規定及び自衛隊法三十九条、さらには昭和二十九年五月三十一日に本参議院で採択された自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議に違反すると思ひますが、政府はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) 我が国が独立国である以上、日本国憲法は主権国家としての固有の自衛権、これを否定しているわけではございません。有事関連法案は、こういうような憲法の下で、あくまでも外部からの我が国に対する武力攻撃等に的確に対応するためにその態勢を構築するということを目的として整備されるものでございます。

また、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するという、そういういわゆる海外派兵というものは、一般にこれは自衛のための必要最小限度を超えらるということでございます。憲法上許されぬものであるということも委員よく御案内のとおりでございます。

したがいまして、自衛隊員が行う官督の中で憲法の遵守を誓うことや、参議院におきます自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議との関係で、有事関連法案は何ら問題となるものではないというふうに考えております。

また、今後の事態対処法制の整備及び武力攻撃事態等への対処につきましても、憲法の範囲内で行うということは先ほど申し上げたとおりでございます。

○大田昌秀君 日本は、現在アメリカに次いで世界第二位の軍事費大国と言われています。

そこで伺いますが、現在自衛隊が保有している装備を含め軍事力と、去る大戦中の軍事力を比べてみて、実情はどうなっていますか。

○国務大臣(石破茂君) これは全く時代背景が違いますので、どういう基準で比較をしてみせろという御指示があれば、それに従ってできる限りのことはいたしてみようと思います。

例えば、船の隻数でありますとか総トン数だけでは、これは全く意味がございません。これは、例えば同じ名前でも、重巡洋艦「妙高」とイージス艦「みょうこう」というのは全く違う、大きさは似たようなものであったか、重巡の方が大きかったと思いますが、これも違うのですし、装備も違います。金額ベースでいくのか、予算ベースでいくのか、何か基準をお示しをいただければお答えができるような資料を作りたいと思っておりますが、世界第二位の軍事費ということは、為替にもよります。

しかし、昨日もお答えを申し上げましたが、私どもが持つておりますのは、海にいたしても空にいたしても陸にいたしても、これは守るという点におきましては、これは確かに世界最高水準の性能を有しております。しかしながら、攻める、敵を攻めるといふ意味におきましては、これが決して軍事大国というようなものに、名に値しない、そういうようなものではないということと委員よく御案内のとおりでございます。

○大田昌秀君 沖縄では、去る太平洋戦争中、昭和十八年から二十年にかけて、旧軍の飛行場の建設と拡張のために、旧日本軍によって父祖伝来の土地などが接収されました。しかし、それらの跡地は、戦後、米軍の管理下に置かれたり、帰属があいまいにされたまま復帰時には国有地に編入さ

れるなどしました。その結果、戦後半世紀以上もたつた現在も、地主の所有権の回復などの戦後処理はなされておられません。

沖縄県による昭和五十三年の調査では、旧軍飛行場などの軍用地の当該地主が二千二十四人で、その土地の総面積は約四百二十八万五千三百九十九坪に上ることが分かっています。また、地代や補償金を受け取っていない地主は全体の過半数を超えています。

旧軍用地の権利回復の問題について、政府はどうか対処をなさるおつもりですか。また、戦時にはこのように軍が強制的に土地を取り上げる事態が起きるのは避け難いと思いますが、本法案において、そのような場合、補償措置をどう具体的に考えているのか、お示しください。

○政府参考人(楠壽晴君) 沖縄における旧軍買収地につきましては、昭和四十八年以降、当時の大蔵省におきまして、関係省庁の協力を得て調査を実施し、その結果、私法上の売買契約により正当な手続を経て国有財産になった旨の報告書を取りまとめ、昭和五十三年に国会へ報告されております。

また、旧軍買収地に関しまして、旧地主が提起されました土地所有権確認等請求訴訟に対する旧嘉手納飛行場についての最高裁判決、平成七年でございまして、及び旧那覇飛行場についての福岡高裁判決、昭和五十六年でございまして、におきましても、私法上の売買契約により正当な手続を経て国有財産になったとの国の主張が認められ、国の所有権が確定しております。

以上申し上げましたとおり、私法上の売買により正当な手続を経まして国有財産になったものがありますことから、補償措置は講じていないとございまして。

○大田昌秀君 沖縄新法の方に、この問題について地主たちから強い要請がございまして、戦後処理としてこれから検討していくというふうになっているわけなんです。今の御答弁ですと、もうこれは解決済みで、今後何らかの働き掛けをする

ということはないというお考えですか。

○政府参考人(楠壽晴君) 今言われましたとおり、平成十四年七月に決定いたしました沖縄振興計画には、「沖縄における」「旧軍飛行場用地など戦後処理等の諸問題に引き続き取り組む。」との記述がございまして。私も伺ったしましては、沖縄における旧軍買収地は沖縄の振興にとつて貴重な財産でございますので、沖縄振興特別措置法を始め関係法令にのっとり、今後とも地元の要望を十分聞きながら有効な活用を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○大田昌秀君 去る沖縄戦では非戦闘員の老人や子供、女性たちが、スパイの汚名を着せられ友軍によって殺害された人たちが少なからずいました。今回の有事関連三法案にそれらのおぞましい事態が発生するのを防止する何らかの具体的な規定がありますか。

また、今後、有事法令、有事関連法案が施行されて一年以内に整備されると言われるいわゆる国民保護法制には、明示的に非戦闘員の保護規定とこのを設ける考えはありませんか。

○国務大臣(福田康夫君) 非戦闘員に対する殺害行為などは、これは刑法もございまして。そういうような法、国内法に抵触する行為でございます。ですから、そういうことは基本的にできないということですね。武力攻撃事態等においても、このような行為は当然処罰されるものでありまして、御指摘のような行為はあつてはならないことであると思っております。

武力攻撃事態対処法三條四項におきまして、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならぬという規定をいたしておりました。武力攻撃事態等におきましても国民の人権が守られるべきことは当然であると考えております。

なお、国民の保護に関する法制では非戦闘員を保護する旨の規定を明示的に設けることは考えておりませんが、そもそもこの法制は国民全体の保護を目的とする、そういう法制なんです、

そもそもが、ですから、これによりまして非戦闘員の保護が図られるものであると、この法制全体でもって国民の保護をするものである、こういうふうにご覧になっておられます。

○大田昌秀君 ありがとうございます。

○福本潤一君 公明党の福本潤一でございます。二十世紀は戦争の世紀だと言えらるほどの時代でございます。さきの大戦では日本国、広島、長崎では二度も原爆を体験いたしました。私も広島生まれでございます。被爆二世でございます。二十一世紀を平和の世紀にしようという公明党の思い、また日本国の思い、また多くの人たちの思い、これは強いものがあると思っております。

だが、現実には二十一世紀の初頭、二〇〇一年九月十一日、ニューヨークでのテロ、また国際間、民族間の紛争、イラク戦争と、戦争というものが連続と続いております。ある意味では戦争は人類の宿命かなと思えるぐらいの現実でございます。戦争とか核というものは絶対悪でございます。最大の人間破壊、また環境破壊でございます。ならば、この宿命、転換しなければならぬと思っております。

イギリスの歴史家トインビー博士は、戦争とは外交の失敗に対する報いであるというふうになら言われております。かみしめるべき言葉だと思っております。戦争とは外交の失敗に対する報いである。ということならば、外交の重要性はいや増して大きいと思っております。私、周辺事態法のときにも質問させていただきまして、最初に北朝鮮の核問題について質問させていただこうと思っております。

北朝鮮、今核問題、大きなテーマでございます。四月二十三日、三か国協議で複数の核兵器の保有に言及したと、使用済核燃料の再処理も間もなく終了するというふうな述べたと。ラムズフェルド米国防長官も、一個から三個の核兵器を保有している、五、六個の核兵器を保有することになるといふふうになら言っております。米中央情報局、CIAでも、北朝鮮の核開発にかかわってきた外国人

学者に聴取したところ、北朝鮮が二、三年以内に数百の核爆弾を製造する可能性があるとの情報を得たと伝えております。

こういうことが事実だとすると、我が国の安全保障にとつてゆゆしき事態だと思いますので、川口外相、現在北朝鮮の核保有に対してどういう認識を持っておるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 四月の二十三日に北京でございましたアメリカ、中国、そして北朝鮮の会談のときに、北朝鮮が核を保有しているという発言をしたということがパウエル長官が上院で公聴会で証言をしたときに出ておりますけれども、米国は今まで北朝鮮が一個あるいは二個程度の核兵器を持っている可能性があるという評価はずつと行ってきたております。

それで、我が国といたしましては、この点について、核の保有があるともないとも、いずれにしてもまだ確認をする段階には至っておりません。

ただ、政府といたしまして、北朝鮮側がそういう発言をしたということにつきましては、この発言自体、あるいは米側の評価、これについての評価ですが、これを重視して深刻に受け止めておりまして、北朝鮮が核兵器を保有している可能性、これは廃棄を、これは排除されないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、政府といたしましては、北朝鮮の核問題を平和的に外交的に解決をするという基本方針の下で、米韓両国と連携を緊密にいたしまして対処をしていく方針でございます。

○福本潤一君 これは、一九九九年の周辺事態法の質問のときにもありましたけれども、あの当時ですら、北朝鮮の目の目標は核をミサイルに搭載する小型化の技術であるというふうにあります。連綿とこういう情報相次ぐ中で、アメリカの情報中心でございますけれども、外交の中でこの問題に対しても今後鋭意取り組んでいただきたいと思います。

この四月二十三日以後、五月二十三日、ブッシュ

大統領、日米首脳会談を小泉総理とされまして、その中で、瀬戸際外交をエスカレート北朝鮮がすると、経済制裁を含む強硬措置も辞さないという立場を鮮明にされております。経済制裁を含む毅然たる対応ということで、日米韓が対話と圧力の両面から北朝鮮に核開発の放棄を迫ると、こういうことでございます。

周辺事態法のときは対話と抑止という言葉がよく使われておりました、抑止と圧力の違いは何だろうかというふうに思いますけれども、これは防衛庁長官なり官房長官、もし、このときの抑止と今回の圧力、どう違うかということがお答えいただければお答えいただけます。

○国務大臣(川口順子君) 抑止と圧力の違いということでございますけれども、いずれにしても、両方とも、我が国が持っている外交目的、これが実現するように何らかの働き掛けを行う、あるいは、ということである、そういう意味を持つということであると思っております。

圧力という言葉がかなり重い響きを持つてしまいかもしれませんけれども、基本的に、外交ということをやっていくときに、これは、今までも我が国は幾つかそういうことをやってきておりますけれども、例えば今回の北朝鮮のNPT脱退に際しましては、これはIAEAの場で議論をし、国連の安保理にこれを送付するということをやっております、そういった力、それをもって我が国の外交目的を達しよう、そういうことであるかと思っております。

○福本潤一君 北朝鮮、微妙な段階でございますし、外交の失敗による戦争ということのないよう今大きな外交の働き掛け、必要だと思っております。今、日米、米韓、また米韓が、米韓、日韓、並行して今、外交努力をしておられるようでございますが、今後、エビアン・サミットで、盧武鉉韓国大統領訪日によって日韓首脳会談で、北朝鮮に圧力を加え、国際的な対話を引き出して核問題の平和的解決を道筋を付ける方策、これが模索され

ていくんだろうと思っております。

川口外相、日米首脳会談と今後の一連の外交日程を踏まえまして、対北朝鮮政策、これの基本方針、大きく投げかけていただきたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 北朝鮮の核開発問題につきましては、今般、先般行われました日米首脳会談におきまして、核兵器開発計画は認められない、そして日米韓で連携をして問題の平和的な解決のために真剣かつ毅然として取り組むということが確認をされたわけでございます。

エビアン・サミットにおきましては、この会談も踏まえまして、北朝鮮の核開発問題の平和的、外交的な解決のために国際社会が一致して取り組んでいくことが重要である、そしてG8各国の理解と協力を得まして、北朝鮮に対してこの核問題に対して責任ある行動を求めるという明確なメッセージを出す必要があると思っております。

これにつきましては、先般、G8の外務大臣会合でも同じような議論をいたしました、同じようなメッセージを發しました。また、核の問題もさることながら、拉致問題、これにつきましても外相会談では議論を皆さんにさせていただきました、この問題についての各国の理解、そして協力を求めたわけでございまして、首脳会談でも同じような話し合いがなされることとなると思っております。

○福本潤一君 そういって、何か対話と圧力というものを基本として北朝鮮政策取っていかれると思っております。あめとむちとかいろいろ言葉はございませぬけれども、この圧力というものをどういう形で今後示していく流れになるのかというのを伺いたいと思っております。日朝間を往來しているマンガンボン号、万景峰号と言った方が分かりやすいですけれども、これの乗組員全員の上陸禁止を継続するとかいろいろ私なりに考えはできますけれども、外務省として北朝鮮に厳しい姿勢を示す、この実効ある規制強化策、これを示していただければと思っております。

○国務大臣(川口順子君) 圧力という言葉が聞く人の心の中でいろいろなものを意味するかもしれないけれども、まずその経済制裁ということをお考えでいらっしゃいましたら、これは今、問題を平和的に外交的に解決しようという努力が行われているその中でございまして、この時点では北朝鮮の最近の一連の動きを受けて経済制裁を行うということを示明している国は今ないということでございますし、我が国としても北朝鮮に対して経済制裁を行うということは今の段階では考えておりません。

そして今後、事態の推移、これはいろいろあり得るかもしれませんが、この事態の推移いかんで何らかの措置を取る必要があるという判断があった場合、この場合は国際社会で連携をして慎重に判断をしていくということでございます。

それから、これは北朝鮮との間だけではなくてほかのどの国にも適用される話でございますけれども、不法行為、例えば麻薬ですとかそれから大量破壊兵器の関連の物資、技術、違法な取引を厳密に厳格に取り締まっていくことは当然でございます。この点については、外務省としては関係の省庁と引き続き緊密に連携をいたしまして、このような取引の取締りに努めていく所存でございます。

いずれにいたしましても、政府といたしましては、今後、米韓、韓国と緊密に連携を取りまして、そしてまた中国やロシアといった関係の国々とも、あるいは関係の国際機関とも協力をいたしまして、引き続き外交的な努力を行っていく、努力に傾注をするという考え方でございまして、北朝鮮が国際社会の責任ある一員として行動をするように、この点について引き続き求めていく考えでございます。

○福本潤一君 核開発問題、ミサイル発射の問題、拡散の問題、こういう問題は多国間外交で進む状況もあるかと思っておりますが、先ほどG8でも触れら

れたと言われた日本人拉致問題、これはなかなか多国籍外交では難しいテーマであろうかと思ひます。中国、私もAPPFでこれを議題に取り上げるようにという事を言いましたら、大変な反対をしてまいりました。

ですので、この問題、今後、鋭意進めたいかと思ひますけれども、この段階で、プッシュ大統領が日米首脳会談で、北朝鮮に拉致された日本人の行方がすべて完全に解明されるまで米国は日本と連帯するという頼もしい発言がございました。

ですので、この問題、エビアン・サミットの中でも触れられていくと思ひますけれども、具体的に議長総括という形で、主催国が議長をするようにございますが、これが言及されるような動きになるのか、これ、そういう情報もございませぬけれども、現状認識お伺いしたいと思います。

○国務大臣(川口順子) 議長総括は、議長国であるフランスが会議での議論の状況、これを踏まえましてまとめるというものでございませぬから、その会議の前に、今の時点でその内容がこうあるということを上上げるのは非常にできないわけでございますけれども、G8の外相会談でも話がありましたように、この拉致の問題についても、これはほかの国々にも重大な関心事項でございまして、先ほども申しましたように、エビアン・サミットでも当然議論になるというふうにご考へております。

日本としては、この拉致問題を取り上げて、そしてG8の各国の理解と協力をサミットにおいても求めたいと考えております。

○福本潤一 官房長官、お忙しい中、せっかくならば伺いたいと思ひます。

この核開発問題、拉致問題、これが解決しなくして日朝国交正常化はないという方針、これで貫いていかれると思ひます。官邸がこの問題に對する努力、私も注目してまいりますが、この拉致問題の解決、難しいテーマでございませぬけれども、福田官房長官の決意を改めてお伺いしておき

たいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫) 国交正常化というのは、拉致問題の解決なくしてはこれはあり得ないというように思ひます。そういう考え方に基づき、これまで我が国政府も最大限の努力をしてきた。

ただいまの、川口外務大臣も、国際場裏においていろいろ働き掛けをしてまいったということでありませぬ。それ以外にも二国関係、二国間関係というふうな場におきましても、こういうふうな問題提起をし、そして、この問題については極めて非人道的であり、また、かつ国家に対する脅威というふうなことでございませぬと考へるといふことについて、国際間の認識の共有というものはできてい

るんではないかと、こういうふうにご考へております。今後、あらゆる機会においてこの問題の重要性を指摘をしつつ、この問題に對して変わらぬ姿勢でもって解決に向けて努力してまいりたい、このように思ひておると思ひます。

○福本潤一 昨年の十月にクアラルンプールで、ある意味では北朝鮮に疑問点おつつけて、それ以後断絶状態。回答、具体的に寄せられているのかということ、今後、第二次調査団を北朝鮮に派遣するということ考へないのか、これをお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田康夫) 昨年十月の日朝国交正常化交渉におきまして、我が国から北朝鮮側に対して拉致問題に関する照会事項を手交して速やかな回答を求めましたけれども、現時点でこれに對する北朝鮮からの回答はございませぬ。政府は、何度も北朝鮮側に対しこの件についての回答を求めてきておりますが、この働き掛けというのは今後引き続き続けてまいります。

現在、また、そのために拉致問題解決という、そういう観点から第二次調査団を出すとかいうふうなことも言われるんですけども、これはそういうふうな状況に今ございませぬ。引き続き、北朝鮮に對する直接間接の働き掛け、また国際場裏における訴え掛けを通じた問題解決に努めていく

ということでありませぬ。

また同時に、併せて直接的にこの問題に對して強い働き掛けを、今、これまで以上の強い働き掛けもしていかねばならぬだろうと、こういうふうにも思ひております。

○福本潤一 官房長官、結構でございます。外務大臣にもお伺いしておきたいんですけれども、今、日本に拉致被害者の方五名帰られておる。また、横田めぐみさん、お孫さんは現れたということでございますが、今、北朝鮮に残された御家族とこの家族、第三国で再会ということ、これについて具体的にお考へとして努力されるおつもりはないのか、これをお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子) 御家族、北朝鮮にいる御家族の方々が日本に帰ってきて、自由な環境の下で意思決定をしていただくということが必要であるということ、政府が決定をいたしましたところでございます。またそれと同時に、拉致の関係の事実関係の解明を求めておりますけれども、その方針には変化はございませぬ。

したがしまして、第三国でというようなことは、政府としては今の時点では考へていないわけでございます。

○福本潤一 拉致問題全体の解決が一番望ましいわけでございますが、そういう具体的な今の不条理な状態、これに對する対応も考へていただければと思ひます。こういう問題だけやっておりますと、事態特の審議だということが、思ひますので、私の方で具体的に、防衛庁長官おられます、その中で質問させていただきます。

衆議院で九割近くで賛成で通過したということでございますし、傘を準備すると雨が降るんだという論理の方もおられるようでございますが、有事に備えて傘、まあ有事法制、整備しておくということは必要だと思ひます。今回、これが九割近くの賛成で通ったという中で、参議院でも様々な質問出ておりますし、私も、もうこれ以上質問す

るほど、重なる、少なくなっているというふうには思ひております。ただ、これは重要な法案でございますので、その中で確認も入るかも分りませぬけれども、質問させていただきますと思ひます。

防衛出動と武力行使の発動、これの要件が異なるという答弁が既にありました。そうしますと、武力行使のときの手続、これが具体的に、どういふときの手続、どういふ手続になるのかと。防衛庁長官、ルール・オブ・エンゲージメントと、部隊行動基準ということで答弁されておりましたが、最終的には、そうではなくて、武力を行ふかの判断は最高指揮監督を有する内閣総理大臣が行うというふうにご答弁されました。

そうしますと、内閣総理大臣がこの具体的に武力行使、自衛隊の発動というのを決断されるといふことでございますが、その判断をするときに、総理に決定権があるというときに、普通は閣議の決定があった上での総理の判断というふうな状態が考へられるんじゃないかと私の方は思ひます。そうすると、防衛出動の閣議の際に、自衛隊行使の判断、これを総理に一任するという、そういう決定する閣議が事前に行われていないと、これ総理だけの判断でいいのかというのを改めて思ひます。

ですので、政府はこの点、どういうふうにご考へておられるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂) ここにおきます内閣総理大臣というのは、内閣の長としての内閣総理大臣でございます。したがしまして閣議決定と、こういうお話になるわけで、武力行使を開始します点につきましての判断をどのように行ふかは、今、先生お話しいただいたとおりでございます。

そうしますと、この自衛隊行使に係る政府としての判断の手続をどうするかというところは、本當に先生のお話も私もきちっと考へてみて検討しなければいかぬのだから、どういふやり方がいいのかということでございます。

武力攻撃事態には、とにかく迅速に対処しな

ればいけない、適切に判断をしなければいけない。そうしますと、理屈の上からは内閣総理大臣だ、内閣の長たる内閣総理大臣が判断を行うのだ、自衛権の三要件が満たされているかどうかについてもずつと内閣総理大臣が行うのだということになります。法律の仕組みはそうなっております。しかし、それをどのような形で運用していくのか、この検討は早急に行わなければいけない。当然、法の趣旨を逸脱してはならないというふうに思っております。

○福本潤一君 その自衛権発動のときの三要件というのを具体的に言われたことがこの委員会でもございますが、これ事態が継続している状態のときもこの三要件は継続して必要なかという問題を開いておきたいと思っております。この三要件に合致しなかったら武力行使はできないというふうな縛りが掛かるか、またこの継続の場合も必要なのか、これについての回答を、若干すき間のようになっておりますので、聞かせていただければと思います。

○国務大臣(石破茂君) これは日本国が、日本国が自衛権の発動としての武力の行使を行っております。その判断というのは、先ほど来申し上げておりますように、七条、自衛隊法七条によりまして、自衛隊の最高指揮監督権を有する内閣総理大臣が行うわけでございます。自衛権を発動して武力行使を日本国として始めました後も、最高指揮官たる内閣総理大臣は、この三要件を満たしているかどうかということ判断し続けることになるというところでございます。

○福本潤一君 この問題、いろいろなところで質疑あつたようでございますが、ちょうど、外務大臣、国際法上での判断との絡みでやはり聞かせておいていただきますけれども、これ、一般国際法上の自衛権行使の要件、これも我が国の三要件と同じだとは思いますが、日本の三要件と具体的に国際法上の三要件、同じなのかどうかというのを確認しておきたいと思っております。

○政府参考人(林景一君) お答えいたします。一般国際法上も、自衛権とは、国家又は国民に対する外部からの急迫不正の侵害に対し、これを排除するのに他に適当な手段がない場合、当該国家が必要最小限度の実力を行使する権利であるというふうに考えられておまして、このような考え方につきましてもは国によって本質的な相違があるというふうには考えておりません。

○福本潤一君 投げかけておいた質問、若干時間の関係でできない面もありますけれども、昨日、平野議員がかなり綿密に質疑された中に、周辺事態と武力攻撃事態、これが併存したときの日本の対応という問題で、私もまだ理解不能のところ具体的でございますので聞きますけれども、併存したとき、そのときの日本の対応はそれぞれ別個の法律に基づいて行われるということでしょうか、そういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 基本的にそういう御理解でよろしいかと思っております。その併存するのがどういうケースかという、場合によって違いますが、共通しておりますのは日本に対する武力攻撃がないという点で共通をいたしております。ケースケースによって違いますが、基本的にはそのような御理解でよろしいかと存じます。

○福本潤一君 そうすると、我が国領域において戦闘行為や今後戦闘行為が行われる可能性が高いおそれの事態とか武力攻撃が発生した事態、こういうときは周辺事態法が適用できなくなるという考え方のなか、このところの考え方、万全の措置を講ずる必要があると思っておりますので、政府はどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 理屈からいえば、当然排他性を持つものだと考えておりません。そういう場合もあり得る。日本に対する武力攻撃予測事態ということが起こったとき、あるいは武力攻撃事態ということが起こったときに周辺事態法というのがワークするケースというのが理屈の上からは皆無とは思いません。

○福本潤一君 じゃ、終わります。

○福島啓史郎君 自由民主党の福島啓史郎です。今日は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案を中心に御質問したいと思うわけでございますが、そうした武力攻撃事態等におきます場合があつて、武力攻撃事態等を迅速に排除する、最終させることが肝要であるわけでございます。その手段は正にこの法案第二条第七号にありますように、一つは自衛隊による武力攻撃の排除でございます。そのために、自衛隊の能力を予想される環境の変化に即応して充実させていかなければなりません。二番目は米軍の同盟国の軍隊としての防衛協力行動であります。三番目は外交上の対応ということになるわけでございますが、以下、順次このことにつきまして質問してまいりたいと思っております。

まず、防衛庁長官に対してでございますけれども、昭和三十三年に、我が国としましては初めて防衛計画制度として国防の基本方針を三十二年、定めているわけでございます。その考え方は、一つは国際連合の活動を支持し、国際間の協調を図り、世界平和の実現を期すると。二番目は、民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するために必要な基盤を確立する。今回は正にこれに該当することになるかと思っております。三番目に、国力国情に応じ自衛のために必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備すると。四番目に、外部からの侵略に対しましては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果たし得るに至るまでは、米国の安全保障体制を基調としてこれに対処するというふうに述べているわけですが、こ

の考え方は現在も有効かつ踏襲していると考えてよろしいかどうか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 何しろ昭和三十三年でございますが、私が生まれた年だつたりするわけでございますが、自來四十六年、これが全く改定されることになつたというのには、それなりに真実を持つていたというふうな思っております。一番から四番まで、それはそれなりに非常にいいことを言っていると思っております。これについて基本的には私もこれに沿つてやつていかなければならないと考えております。

ただ、国防の基本方針、先生今御指摘をいただきましたが、国防の基本方針があることも知らぬ人が実は多い。国防の基本方針があつて大綱があつて中期防があつて、それがどういふような関係に立つのかということも整理しながら基本的にはこの考え方を維持してまいりたいというふうな思っております。

○福島啓史郎君 それで、昭和三十三年の国防の基本方針に基づきまして、昭和五十一年に防衛計画の大綱、それから平成七年にその改定をしておるわけでございますが、その作成、改定の背景と内容を御説明していただきたいと思っております。

○政府参考人(守屋武昌君) 我が国の防衛力整備の経緯、変遷を網羅的に説明しろということ御質問でございますので、経年順に説明をいたします。

今、先生が申し上げられました国防の基本方針がベースでございます。これは昭和二十九年の防衛庁、自衛隊の発足、昭和三十一年の国防会議の発足を受けまして、我が国の国防政策の基本を定めるものとして昭和三十三年五月に国防会議、閣議で決定されたことでございます。

その後、防衛庁は、この国防の基本方針に基づきまして、国力国情に応じた必要な防衛力整備を行うと、こういう考え方の下、昭和三十三年度から五十一年までの間におきまして、一次防から四次防までという、三年ないし五年間の間に整備する主要整備等を定める防衛力整備計画を作成しま

して、逐次段階的に防衛力整備を進めてきたという経緯がございます。

それで、昭和五十一年に至りまして、防衛力の整備の進め方を改めております。これは、防衛力の在り方やその具体的な整備目標を明らかにするものとして、防衛計画の大綱、最初の大綱を策定したものでございます。

これは、背景を申し上げますと、一次防から四次防までということでこれまでやってきてはあったわけですが、防衛力の整備目標がその時々諸般の情勢や科学技術の発達等の諸条件によつて変動する性格のものであったため、受け取る国民の側に、の皆様のおきまして、我が国の防衛力がどこまで大きくなるのかといったことがございまして、政府としてこれにできる限り明確にこたえる必要があったということが一点でございます。

それから、国際情勢を見ますと、このとき我が国の周辺地域におきましては中ソ対立が継続しておりました。それから、米中関係の改善等により、東西関係の枠を超えましたアメリカ、中国、ソ連という三国間の一種の均衡関係が一層安定しておりまして、軍事力をもつて現状変更を図ることは更に困難な状況になったという背景がございまして。

それから、国内的には、石油ショック等によりまして、我が国経済がそれまでの高度経済、高度成長経済から軌道修正が求められまして、防衛費を大きく伸ばすことが困難な状況が生じたというものを背景としておりました。

具体的には、これはいわゆる基盤的防衛力構想と名付けられたものでございますが、防衛上必要な各種の機能を備えまして、後方支援体制を含めて、その組織及び配備において均衡の取れた体制を保有することを主眼として、これをもつて平時において十分な警戒態勢を取り得るとともに、限定かつ小規模なまでの、侵略までの事態に有効に対処し得るものと、これを防衛力の目標としたわけでございます。

○福島啓史郎君 ちよつと時間の関係で、途中でございませぬけれども。

要するに、防衛庁としては、時代の環境変化に応じながら計画、制度を運用してきたということだと思ふんですが、しかしアメリカは四年ごとに国防計画を作っているわけでございます。あるいはフランス、これはちよつと長いんですが十五年程度の計画を持っている、韓国は五年程度ということでございます。いずれの国も防衛計画、制度というのを持っておいて、それを時代の環境、国際情勢の変化に応じて改定するなどして運用を實際に合わせてきているわけでございます。

ところが、我が国の防衛計画大綱の場合、これは周期が無期限になつておるわけですね。私は非常におかしいと思うわけでございます。世界の情勢の変化は早いわけでございますので、私の考え方としては、五年ごとに十年後を目標とする防衛の基本計画を定め、期間五年ごとの防衛整備計画、中期防に当たるものでしょうけれども、そうした防衛整備の計画を作っていくというローリング方式で作成するというふうに改正すべきだと思ひますが、防衛庁長官、いかがですか。

○国務大臣(石破茂君) これ先生、当然御案内のとおり、無期限というわけではございませんで、この対象期間につきましては、「将来情勢に重要な変化が生じ、防衛力の在り方の見直しが必要になると予想される場合には、その時の情勢に照らして、新たに検討する」と、こう書いてあるわけでございます。しかし、これだと、きちんとちゃんと何年に一度ということにならぬではないか、本当にそれはもうただ書いてあるだけで情性で漫然といくのではないかとというような御懸念は当然あるところでございます。

昨年十二月、2プラス2のときにラムズフェルド国防長官と話をしたときに、今の日本の計画というのは平成七年のもので、七年前のもので、というふうに申し上げましたら、えらいびつくりされて、ロング・ロング・アゴと、こういうことを言われたことをよく覚えておるわけござ

います、やっぱり情勢にきちんと合つたような大綱であることは必要だと思つております。

したが、今私どもはこの大綱と中期防衛力整備計画の組合せで行つておるわけでございますが、これを要するとか変えないとかいうことを私が今申し上げる立場にはおりません。これは内閣全体で決するものでございます。

しかし、今の大綱の後に何が起つたかといえ、これは能登半島沖不審船事案があつた、そしてまた奄美の事案があつた、テポドンが飛んだということがございまして。今の防衛にも、非対称的脅威でありますとかあるいはテロ、ゲリラ、そういう記述もございまして、本当にこれではいかにかどうかという見直しは不断に我々は検証として行つていかねばならない。大綱を見直すかどうかという意味ではございまして、検証を行うという作業は常に行わねばならないというふうには私に考えております。

○福島啓史郎君 後で申し上げますけれども、私は、今やならぬやらないことはミサイル防衛を緊急に整備することだと思ふんですね。実戦配備をすることだと思ふんですね。そうしますと、当然のことながら中期防なり大綱の見直しが必要になつてくると思つてございまして。今、明言はされなかつたですが、ミサイル防衛の緊急的な整備も含めた検討というふうな理解してよろしいかどうか、防衛庁長官のお考えをお聞きします。

○国務大臣(石破茂君) これは、大綱の見直しにつきましては私が云々すべき立場にはおりませんので、そのことは冒頭に申し上げておきたいと思つております。

これは党におきましても逐次御報告を申し上げておるところでございますが、今、防衛庁におきましては、防衛力の在り方検討というのをやっております。防衛力というのはどうあるべきなのか、そして御指摘の防衛計画の大綱、中期防を含めましてどうするかということでございますが、現段階におきましてスケジュールにのつておるわけはございません。また、検討結果の取扱い等につ

きましても具体的にお答えできる状況にはございません。ございませぬが、防衛力の在り方検討というのは、先生が御指摘のように、まさしくMDというものをどう考えるかということでございます。

これが、MDを導入した際に、安全確保会議において、その命中の確率でありますとかあるいはお値段でありますとかと併せまして、我々の防衛力、陸海空の中でこれがどういう位置付けになるのか、それぞれにどう影響を与えるのかという議論をいたしませんと、そもそも安保会議の議論にならないというふうには考えております。

したが、いま申し上げました、大綱とかそういうこととは別に申し上げますと、私どもの防衛力の在り方の中でMDをどうするかということはまさしく重要な課題であると考えております。

○福島啓史郎君 そこで、仮に内閣として中期防あるいは大綱を見直すといつたときに、従来の、今までの公共事業等はいわゆる総額計上方式はやめた、やめてきているわけでございますが、私はこういう防衛力の整備のための中期防等は総額計上が必要だと思ふんですが、その点、財務省はどういうふうな考えておられますか。

○政府参考人(牧野治郎君) お答えをさせていただきます。今、先生御指摘の公共事業の長期計画でございますが、これは資源配分を硬直的なものにしていくとか、あるいは経済動向でございましてとか財政事情に応じた弾力的な執行を妨げているとか、そういう御批判がございまして、そういうことでその計画の策定を事業量から成果に転換したわけでございます。

他方、中期防衛力整備計画の総額明示方式でございますが、これは計画期間中の防衛関係費総額、それから総予算額を明示するといふものでございまして、これは昭和六十二年度予算編成に際しましてGNP一%枠、各年度の防衛関係費の総額が当該年度の国民総生産の百分の一に相当する額を超えないと、これを撤廃したときに、その新

たな歯止めとして導入されたものでございます。そういう意味で、この中期防衛力整備計画は従来の公共事業の長期計画とは異なった性格を持っているというように我々は考えております。

○福島啓史郎君 それで、毎年の防衛予算を次に見ていきたいと思うわけですが、防衛予算の陸海空のシェア、最近の状況をお答えください。簡単にお願しますね。

○政府参考人(北原巖男君) 御答弁申し上げます。先ほど大臣が御答弁いたしました大綱あるいは中期防の下に防衛力の整備に努めているわけですが、先生御承知のように、今大変厳しい財政事情の下にございますけれども、私ども各年度の予算編成に当たっては、これまでも資源配分の重点化等に努めているところでございまして、今御質問の五か年間、したがって十一年度から十五年度になりますが、この陸海空別の構成比につきましては、十一年度が三七・四％、十二年度は三七・六％、十三年度から十五年度にかけては三七・八％でございます。

また、海上自衛隊につきましては、十一年度は二二・一％、十二年度が二二・三％、十三年度は二二・四％、十四年度及び十五年度につきましては二二・九％となっております。

また、航空自衛隊につきましては、十一年度は二二・七％、十二年度は二二・二％、十三年度は二二・〇％、十四年度は二二・七％、そして本年度、十五年度は二二・五％でございます。

以上であります。

○福島啓史郎君 長官、今聞いておられたと思えますけれども、五年間変わっていないんですね。陸は三八、海は二三、空は二三。これは五年間ずっとなんです。十年に広げてもせいぜい一％ないし二％の変化しかないわけでございます。私

は、こういうシェア固定の予算はまずいと。我が国の防衛力を時代に合った形で効率的に整備していく上で私は問題だと思えます。

したがって、例えば長官自ら、重点的に配分すべき分野に重点配分できるように、陸海空からの予算、原局からの予算要求はマイナス一〇％する、残りの一〇％はそういった優先分野に充てるというような指示を出すべきではないでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) ここ、本当、頭の痛いところでございます。

例えば、ミサイルディフェンスを入れるというときに、どこからこのお金出すのと、仮に出すとすれば、これはもうあくまで仮定の話です。どこから出すのだからという議論がありませんと、安保会議の御議論にならないということもあるだろうと思えます。そうすると、じゃ、一律カットで一〇％ずつ、陸海空一〇％出せというようにすることが本当にできるんだろうかということはあるのだからと思えます。

これは委員が農林省にいらしたときに、じゃ、URの予算どこから出さかぬみたいなことですが、一律一〇％カットで出せみたいな話がありました。そういう形が安全保障においてできるかどうか。そういう形ですか。今でも、例えばPXですとかCXですとか、ああいうビッグプロジェクトの場合にはやりくりやりくりしながらそういうビッグプロジェクトのお金を出してきておられるわけでございます。そして、やむを得ず最終的に経費繰延べみたいなこともやっておられるわけでございます。

委員の御指摘のようなやり方が、私はすごく、魅力的と言ったらいかぬのかな、一つの御提言だと思っております。そういうような御提言も受け止めながら、この陸海空、どうすることが一番納税者の御負担にたえるのか。自衛隊のための自衛隊でございます。国民の皆様方のための自衛隊でございますから、本当にこの使い道というものが、防衛力の在り方というものが、自衛隊の自己満足、自己納得ではなくて、本当に国民

の方々にとつてこれでもいいのかということも、もちろん議会の御議論も踏まえながら、先生の御提言を受け止めてまいりたいと、かように思っております。

○福島啓史郎君 私は、今、長官言われましたように、頭の痛い問題だと。正に五兆円というお金を毎年予算計上しているわけでございますから、その効率的な配分、是非実行していただきたいと思えます。

次に、統合運用の問題でございますが、研究会、検討会を実施されておられるところでございますが、そうした統合運用をやる上で法的な整備、あるいは今申し上げましたような予算の配分、あるいは人の配分、そういったものを含めましたシステムを変えていかなければならないと思うわけでございますが、その状況はいかがでございますか。

○国務大臣(石破茂君) 統合運用の内容につきましても委員よく御案内ですから、ここで繰り返すことはいたしません。その意義につきましてはよく御存じのとおりでございます。

これを可能にしますためには当然法的な担保と含めまして、あるいは防衛二法と申し上げた方がよろしいのかもしれませんが、この整備というものは当然必要だと考えております。

その法的整備というものは、これは予算を伴うということに、当然組織の改編になりますので予算を伴うことになろうかと思えます。その場合に、統合運用というものは実を上げるために、いつぞの時点でいうことはよく検討をいたしておるところでございますので、また御指導いただきたいと思っております。

また、統合という場合に、今、統合運用ということに掛かっておりますが、これは当然運用だけにかかわるものではございません。予算につきましても、あるいは人事につきましても、あるいは装備と申し上げた方がよろしいのかもしれないが、これを統合で運用するということはどういふことなのだとすることもよく配意をしておかねば

いけない、これは委員の質問の御本旨とは外れることかもしれませんが、統合というのは運用だけにどまるものではないということも当然心得ておかねばならないものと存じます。

○福島啓史郎君 次に、正に統合運用につきましては長官のおっしゃられたとおりだと思います。要するに、長官の絶大な指導力をもって奮勇を発揮していただきたいと思うところでございます。予算面も含めてですね。

それから次に、ミサイル防衛と自衛権の問題に入りたいと思えますが、まず、アメリカは二〇〇四年からミサイル防衛を実戦配備することになったわけですが、その事実関係をお願いいたします。

○政府参考人(守屋武昌君) お答えします。昨年十二月、米政府は二〇〇四年以降の海上配備型システムを始めとする弾道ミサイル防衛システムを初期配備する旨決定いたしました。

具体的には、二〇〇五年までに大陸間長距離弾道ミサイルを、ミサイルというのは弾道を描いて発射するわけですが、発射段階をブースト段階、それから中間段階をミッドコース、それから地上に落下する前をターミナルフェーズと、こう三つの段階で区別しているわけでございますが、中間段階、ミッドコース段階で迎撃する地上配備型ミッドコース防衛システム、GMDと、それから、短距離、短中距離弾道ミサイルをミッドコース段階で迎撃する海上配備型ミッドコースの防衛システム、SM2と申しております。それから、短距離、短中距離弾道ミサイルをターミナル段階で迎撃するペトリオットのPAC3を初期配備するとともに、既存の早期警戒衛星の利用、地上配備型レーダー、イージス艦レーダーの各種のレーダーの改良等を行いまして、弾道ミサイル対処能力の獲得を図ると、こういうふうな決定をしたと承知いたしております。

○福島啓史郎君 それで、私は、このミサイル防衛の兵器としての性格、これは専ら正に専守防衛、我が国にびつたりの兵器体系だと思っております。

います。防衛庁長官、いかがでしょうか。
○国務大臣(石破茂君) これは、かつて野中官房長官のときにもそういうふうな政府談話を出してありますが、これはもう専守防衛に資するものだと、専守防衛以外の何物でもないということを示上げておられます。

よく御批判として、ミサイル防衛みたいなシステムを備えることを上回るような軍拡が起こるのではないかと、だから軍拡につながるミサイル防衛反対と、こういうような理屈がございますが、それは今までの議論とちよつと違つたのであつて、こちらがミサイルを五基持ては向こうも五基、こつちが十基持てはそれを上回る十二基みたいな、ミサイルとミサイルみたいな対称的なときには、それをやつたらばもつと軍拡ということが出る議論としてあつたのだと思つて、ところが、こちらは専守防衛的なもので、迎撃ミサイルなんて、それだけだつたら何の意味もないものでございまして、それを持つたからといって、向こうがそれを超えるようなものを作つて軍拡というのは、私は理屈がおかしいと思つておられます。

かつてのバリティーの議論とはそれは違つたものであつて、議論の性格が私には変わったのだと、それによつて軍拡が引き起こされるという議論は当然ならず、日本がこれを専守防衛的なものとして議論をするということは私は意味があることであり、安全保障会議において御議論がいただけることが将来あるのかもしれないと思つておるところでございます。

○福島啓史郎君 私は、このミサイル防衛には日本の持つております技術、これが相当貢献したと思つておられます。これは中曽根内閣のときに、中曽根総理の決断によりましてアメリカに武器供与する、武器技術供与するということを決断し、その結果が、一つは湾岸戦争に生き、今回のイラク戦争、さらにはこうしたミサイル防衛の完成、完成に向けての、何というか、手続といひますか、技術の集積につながつたと思つておられます。それで、アメリカの、先ほど説明ありましたけ

れども、段階的にやつていかざるを得ない、これは技術の進歩と財政面との関係もあるかと思つておられます。当面、このミッドコース段階でイービス艦と迎撃ミサイルの整備、それからターミナル段階でのPAC3の整備、これでの当面の必要額は一千億程度というふう聞いておられるわけでございます。一千億といひますと、大きい額ではあります。防衛予算全体の中では二%相当ということでございます。

今年度予算での、何といひますか、着手なり、あるいは来年度予算要求への組入れ等、大臣のお考えはいかがでしょうか。
○国務大臣(石破茂君) この経費が幾らになるかということにつきまして、今アメリカともいろいろ協議をしながら鋭意議論を詰めておるところでございます。そして、委員御指摘のように、海上配備型SM3を使うという形と、そしてPAC3を持つもの、これを併せてやろうというふうにご考えておられます。どつちか一つだけということはおえておりませんが、全体としてミッドコース、あるいはターミナルフェーズ、それで対応できるものというのを考えておられます。

したが、いま、一千億という御指摘でございますが、これが幾らになるかということにつきまして、申し訳ございませんが、今きちんとお答えできるような、そういうような段階に至つておりません。また、予算との関係いかんということでございますが、このMDというものを導入するかどうかにつきましては、これはもう先般お答え申し上げておられますように、その技術的可能性あるいは法的な可能性等々含めまして安全保障会議で御議論をいただくということになっておられます。その時点につきましては私からお答えがいたしかねるものでございます。

○福島啓史郎君 次に、このミサイル防衛の法制度面についてお聞きしたいと思います。
ミサイル防衛ですね、先ほど防衛庁長官からも御答弁ありましたように、我が国の防衛を目的とするシステムであり、第三国の防衛を念頭に置いていないわけでございます。したがつて、一つは、集団的自衛権との関係では問題がない。二つ目には、個別自衛権との関係でございますけれども、ターミナル段階、これは我が国の領土に來るわけでございますけれども、これは個別自衛権の当然対象になり得るわけでございます。残るミッドコース段階、またブースト段階、それらの各段階におきますこの個別自衛権との関係につきまして、これは内閣法制局ですか、見解を教えてください。

○政府参考人(宮崎礼重君) お答えいたします。政府は従来から、我が国が自衛権を行使する場合の要件であります我が国に対する武力攻撃が発生したときといひますのは、他国が我が国に対して武力攻撃に着手したときをもつて足り、我が国における被害が現実生ずるといふことを要するものではないといふふうにご説明しております。他国から発射された弾道ミサイルが我が国を標的として飛來すると判断されます場合に当該弾道ミサイルを迎撃するといふことは、個別自衛権の行使として許されるものと考えております。

○福島啓史郎君 その際に、蓋然性のことが議論されております。蓋然性が高い場合にはこの自衛権の、個別自衛権の対象になり得るが、そうでない場合には触れておられないところでございます。私は、このミッドコースであろうとブースト段階であろうと、我が国に飛來する可能性があると、いふような場合には、それを、その我が国への着弾を防止するための行使は、防衛力の行使は、私は個別自衛権の行使に該当すると考えるわけですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(宮崎礼重君) 御指摘のとおり、弾道ミサイルによりまして攻撃といひますのは、一つは無人の飛行物体でありまして、いったん発射されますと、その後は事実上制御が不能であるといふようなこと、それからこれを迎撃し得る時間帯

が極めて限られておるといふこと、それから我が国に着弾した場合に、弾頭の種類によつては壊滅的な被害が生ずるといふような特性があるわけでございます。ですので、このようなものを考慮いたしますと、発射後の弾道ミサイルにつきましては、艦船等通常の兵器によりまして攻撃の場合ほど確実と言えなくとも、我が国に対するものかどうかにつきまして飛來する根拠がございまして、我が国を標的として飛來するといふ蓋然性がかなり高い、別の言い方をしますと、我が国を標的として飛來してくる蓋然性につきまして相当の根拠があるといふ場合におきますと、我が国に対する武力攻撃の発生と判断いたしました、自衛権発動によつてこれを迎撃することも許されるというふうにご説明させていただきます。

○福島啓史郎君 今お答えありましたように、短期間、例えばノドンの場合ですと、発射から着弾まで十分間なわけですね。その間に判断をしないといけないといふ極めて難しい迅速な措置が必要なのではないかと、御答弁をお願いします。

したがつて、今の答弁を聞いておられますと、そのミサイル自体の方向性なりが判断できる場合はもちろん判断して、それでもつて判断しなさいいけないわけでございますけれども、しかし周辺の状況、例えば、ある発射した国が日本に対してどういふ対応を取つておるか等、周辺の事情も考慮して蓋然性を判断するといふことよろしいかどうか、御答弁をお願いします。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕
○政府参考人(宮崎礼重君) その点は、基本的に御指摘のとおりだと思います。

○福島啓史郎君 次に、ミサイル攻撃が、ある国におきまして我が国に向けて着手された場合、これは急迫不正の侵害に該当し、かつ他に適当な手段がない場合、必要最小限度のものとしてその外国基地を攻撃できるといふ、これは自衛権の範囲だといふのが昭和三十一年に出ているわけでございますが、この見解は引き続き取つておられるか、内閣法制局にお聞きします。

○政府参考人(宮崎礼書君) 御指摘の昭和三十一年の政府見解と申しますのは、有名な政府見解でございますが、「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだ」というふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防衛すること、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思えます。」というものでございまして、これは我が国に対する武力攻撃が発生している局面を前提に述べられているものでございます。

このように、我が国に対する武力攻撃が発生しているという場合におきましては、我が国がかかる状況下に置かれたときには、法理としては相手国のミサイル基地を攻撃することも可能だというのは、引き続き政府の見解でございます。

○福島啓史郎君 次に、防衛庁長官にお聞きしますが、では、そういう攻撃手段を日本は持つておるのかどうか、お聞きします。

(理事阿部正俊君退席、委員長着席)

○政府参考人(守屋武昌君) 現在の自衛隊がそういう敵基地攻撃を持っているかということでございますが、現在の自衛隊は敵基地攻撃を目的とした装備体系になっておらず、これに適した装備品を有していないと。

具体的に申しますと、諸外国における他国の航空攻撃の例から、あえて一般論として代表的なものを申し上げますと、敵基地攻撃を行うためには、他国の防空用レーダーの妨害や破壊に用いる電子戦航空機や特殊なミサイルが必要でございます。それから、他国の防空網を避けて昼夜を問わず低空で他国に侵入するための必要となる特殊な航法システムを装備している航空機等が必要になります。そういうものは我が方として有しております。

せん。

○福島啓史郎君 それでは、内閣法制局にお聞きしますが、そうした攻撃手段を持つことは憲法上許されるのか、問題になるのかどうか、これについての見解をお聞きします。

○政府参考人(宮崎礼書君) 一般論として申し上げます。自衛隊は憲法が許容する自衛のための必要最小限の実力として認められておるわけであります。したがって、自衛隊の装備につきましても、この限度内、自衛のための必要最小限の実力という限度内であれば憲法上は許されるものと考えます。

ただ、これまでも答弁してきておりますように、性質上、専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる、こういった兵器については、いかなる場合においてもこれを保持することが許されないということも申し上げてきています。

このような範囲内における自衛力の具体的な限度、具体的な限度につきましては、結局その時々国際情勢や科学技術等の諸条件によって左右される相対的な面を有することは否定できないので、結局は毎年度の予算等の審議を通じて国民の代表である国会において判断されるほかはないというふうに答弁申し上げてきているところでございます。

○福島啓史郎君 正に今、内閣法制局から答弁がありましたように、その時々状況等で判断せざるを得ないということになるわけですが、当面は米軍に頼らざるを得ないということでございます。

次に、外務大臣に日米安保条約につきましてお聞きしたいと思います。

日米安保条約、これは同盟条約と言われているわけですが、この同盟の中心概念は、一方への武力攻撃があった場合に他方がそれに對して防衛を参戦する、そういう義務があるという趣意を意味するわけですが、現在の日米安保条約上どうなっているか、お聞きいたします。

ます。

○政府参考人(林景一君) 安保条約の中核的な規定でございます第五条におきまして、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」と、こういう規定がございまして、この安保条約第五条に従いまして、米国は我が国に対する武力攻撃が発生した場合に我が国を防衛する条約上の義務を負っている、こういう仕組みでございます。

○福島啓史郎君 これを英文を見ますと、こういった同盟国の条約を規定する上で差があるわけでございます。

一番強いといいますが、これはかつて我が国もイギリスと結んでいたわけですが、日英同盟、この日英同盟の規定に基づきまして、第二条の規定に基づきまして日本は第一次世界大戦に参入したわけでございます。これは、分かりますか。言え、英語で言え、「ジャザー・コントラクティング パーティー」、要するに他国ですね、「ワイルド アット ワンス カム ツー ザ アシスタンス オブ アット アライ」ということで、「ワイルド アット ザ アシスタンス」、要するにワイルドを使っているわけでございます。

また、今現在で一番強いのは、私はNATOの条約だと思っております。NATOは二重に規定しております。他国からの攻撃を「シャルビー コンシダード アン アタック アゲインスト ゼム オール」とある一方からの、一方に對する、一又は二以上の締約国に對します攻撃は「シャルビー コンシダード アン アタック アゲインスト ゼム オール」、全体の攻撃と考えるべきである、みなすと英文で、日本語でなっておりますけれども、「シャルビー コンシダード」、考えるべきであると言っているわけですね。そして、その場合にはどういう対応を取るかといえますと、「ワイルド アット ザ パーティー オア

パーティーズ ソー アタックド バイ ティーキング フォース ウィズ」ということで、ワイルド・アシストするということを言っているわけでございます。

私は、こうしたことから比較しますと、ワイルドというのが一番強いんじゃないかと思うわけでございます。

逆に一番弱い面を申し上げます、これは旧安保条約でございます。旧安保条約がどういう表現をしておったかといえますと、これは基地を日本国は供与すると。要するに、グラント、与えらる。それで、アメリカはアクセプトするということになっておまして、その場合に、攻撃があった場合には「サッチ フォース メイビー ユーティライズド」と。要するに「メイビー」と。要するに義務ではないわけですね、「メイビー」と。「メイビー ユーティライズド」ということで、これは日本文におきましても行使することが、「外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。」と。メイの場合には「できる」なんです。したがって、岸総理はこうした片務的な条約を改定に心血を注がれたわけでございますが、一番メイが弱い。

その中間、ウッドはどうかといえますと、正に現在の日米安保条約はウッドという規定を両面に對して使っているわけでございます。要するに、「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、」となつていますけれども、英文では「ウッド ビー デンジャラス」と。要するに「ウッド ビー デンジャラス」と言っているわけですね。その際にどういふことをやるかということ、テクレアーズ、宣言をして、「イット ウッド アクト ツー ミーン ザ コモン デンジャー」、共通の危険に對応することをイット・ウッド・アクトすると言っているわけですね。要するに、どうもワイルドよりは弱いように思うわけでございます。

どうも、頭を整理してみますと、一番強いシャル

ル・アンド・ウイ、このグループと、それからウッドの、中間のウッドのグループと、それから一番弱いメイと、その三つがあるわけですが、私は、交渉の過程でいろいろ議論はあったかと思いませんけれども、この安保条約の五条は、危険なところはシャル・ビー・デンジャラスと、あるいはシャル・ビー・コンシダード・デンジャラスと言わなければならない、イット・ウイというふうな修正といえますか、そういうような英文にすべきであったかと思うわけですが、このメイとウッドとシャル・アンド・ウイの関係及び今の見解について、外務省、いかがですか。

○政府参考人(林景一君) 大変広範な御研究をなさりました御指摘でございますが、今の御指摘にもございましたとおり、この現在の安保条約といえますのは、旧安保条約におけます対日防衛義務というものがこれはなかったというふうには考えておられないというのが当時の政府の見解でございますけれども、しかし、その書き方が非常に弱いのではないかと。正に御指摘のポイント、「メイ・ビー・ユー・テイライズド」というところがございまして、この対日防衛義務というものを明確化、もっと明確に書こう、明確化するべきではないかというところでその交渉をいたしました際に、今幾つか例をお挙げになりましたけれども、その中でアメリカがアジア太平洋地域におきまして当時から多数の二国間の相互防衛条約というものを締結しておいたわけでございます。

その中には米韓の条約もございまして。それから、ANZUS、米フィリピン、それ以外にも当時は米加あるいはSEATOといったものがございまして、米加が締結しております相互防衛条約の正にその肝の部分、防衛義務を書いたところでございますが、そこが基本的な考え方としてデクレアし、イット、イーチ・パーティーですけれども、その締約国が「ウッド・アクト・ツー・ミット・ザ・コモ・デンジャラー」という、そういうフォーミュラになっておいたわけでございます、我が国とい

たしましては当時その旧安保の義務規定をより明確化するために、アメリカが結んでおる相互防衛条約、アジア太平洋における相互防衛条約と同様の規定とするということにしたわけでございます。

このことによつて、それではその義務が弱いのではないかとところが先生の御指摘のポイントかと思ひます。

ちなみに、日英同盟につきましてはこれらよつと戦前、百年前の条約でございますので、私、余り権威を持ってどれくらい申し上げられるかというところがございます。戦争合法化、戦争が合法であった時代の話でございますので単純な比較は困難かと思ひますけれども、そこでウイが使われておる、あるいはNATO条約でウイ・アシストということが使われておるといことがございまして。これは、例えばこれはワルシャワ条約なんかは、これは英語が正文じゃございませぬけれども、その翻訳されたものではシャルを使つておるわけでございます。

こういう条約、法的な拘束力を持たせる、法的な権利義務関係を設定する条約の作り方として義務を書く場合にいろいろな書き方があるわけでございます。これはシャル、いわゆるコマンドのシャルと言ひます。あの十戒のザウ・シャル・ノット・ステイールなんていう場合のシャルでございますね。そういうものも、そのシャルというのは割合義務を明確にする場合に使われますけれども、それ以外にウイ、それからアンダーテーク・ツ、アグリー・ツ、いろんな形で、これこれすることを内容とする義務を設定するということもございまして。

そのことの強弱を論じること自体、私は、こちらの方が強い、こちらの方が弱いということを含り細かく論じて意味はそれほどないのではないかなど。要は、当事国の意図としてここに義務を負うという、法的な義務を負うんだというその意図があるかどうかということではないかと思ひます。

これは、安保国会当時からももう繰り返し御答弁申し上げておりますとおり、安保条約の第五条はこのアメリカの対日防衛義務というものを明確に定めておりました、この点については日米にその共通の認識がございまして、これは明確に義務であるというふうな思つております。

○福島啓史郎君 後段は私も同意するところでございまして。今既にあるわけでございますから、それを実行、いかに条約上書いておつても実行されなければ意味がないわけでございます。

したがつて、問題になりますのは日米防衛協力の指針でございますけれども、ちよつとその前にもう一度確認しておきたいわけでございますが、昭和三十五年に、改定安保条約の審議の際に、この五条は、日本が攻撃を受ければアメリカは当然に日本を守るということはこの五条から来ていると、防衛義務を掛けたという趣旨であると。宣言するとは言つておられますけれども、これがいわゆるアメリカに對して防衛義務を掛けたという趣旨であるという法制局長官答弁があるわけでございますが、その点について、法制局、今も変わらぬというところでしようか。

○政府参考人(宮崎礼憲君) お尋ねの日米安保条約第五条は、「共通の危険に對処するように行動することを宣言する。」という規定になっておりました、この宣言するという言葉につきまして、同条約改定当時の林内閣法制局長官が次のとおり答弁しております。

「宣言する」という言葉は、「中略」アメリカとしては集団的自衛権を發動することを引き受けていふということだと思ひます。それから日本はもちろんこういう場合には個別的自衛権を發動するということも宣言する、こういう意味でありまして、「中略」お尋ねの「そういう意味においてそれらの権利の發動を引き受けていふ、つまり条約でお互いに宣言している、そういう意味において私は義務の規定だと言われているのだと思ひます。」

以上は、昭和三十四年十一月十七日、参議院予

算委員会でございますけれども、御指摘のとおり、昭和三十五年の五月七日にも、より簡単でございますけれども、同旨の林長官答弁がございまして、私どもも同様に現在も解しておるところでございます。

○福島啓史郎君 それで、安保条約第五条の言つております、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に對処するように行動することを宣言するということ、憲法上の規定及び手続に従つて、というのがあるわけでございます。したがつて、御案内のとおり、日本は憲法解釈上、集団的自衛権の行使ができません。六条でもちまして、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際的平和及び安全の維持に寄与するために、アメリカ合衆国は、陸軍、海軍、空軍が日本国において施設及び区域を使用することを許されると、基地供与の規定が六条にあるわけでございます。

他方、相互的な武力行使につきましては、憲法上の規定及び手続に従うということから、これは従来から言われておりますように、日米安保条約というのは、物、つまり基地と、人、つまり軍隊の協力条約という性格だと言われているわけでございますが、この点については、外務大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(海老原紳君) 今、福島委員がおっしゃいましたように、五条では米国の対日防衛義務を規定しておるわけでございます、他方、第六条におきましては、我が国は憲法上集団的自衛権を行使することはできませんので、米国に對して、極東の平和と安全のために我が国の施設・区域の使用を認めるといふこと、言わば条約全体を通じて日米双方の義務のバランスを取つていふことであると思ひます。

この条約をして物と人の協力条約というようなことも確かに言われることとございまして、二〇〇一年の十月十六日、衆議院のテロ防止特別委員会におきまして、福田官房長官が、日米

安保条約、これはお互いに協力できる範囲で協力し合うという形であって、相互補完的というふう

に考えるべきであろうと述べておられますけれども、それが一番正しい言い方ではないかというふう

に考えております。○福島啓史郎君 防衛庁長官にお聞きしますが、こうした形の片務的な条約、協力関係であるわけ

でございますが、果たして長続きするとお考えなのかどうか、これについてはどうお考えでし

ょうか。○国務大臣(石破茂君) これは、先ほど来答弁が

ありますが、あくまで片務条約ではない、非対称

的双務条約である。そして、合衆国と我が国がど

れだけ国益を共有するかと、ことごとくと思いま

す。我々が基地を提供し、それが地政学上意味が

あり、そしてまたそれを支えるだけの物的、人的

資源があるということは、国益の共有、いわゆる

軍事的な面に限ってでございますが、そういうこ

とだろうと思っております。

ただ、それ以外の、いろんなこの委員会で御指

摘がありました。こういう場合はどうだ、こうい

う場合はどうだ、そういうことは、私どもはそう

いうことが起こらないようにきちんと今ある法の

運用というものに万全を期していかなければならぬ、

政府の立場としてはこのように考えております。

○福島啓史郎君 政府の立場としてはそういうこ

とだと思えますけれども、私は、基本的に片務的

ではありません、もちろん双務的なんですが、お

互いに供給するものは違っているわけですね。そ

うしたもの、それを、そうしたときにそのバラ

ンスが取れないとお互いの国にとりまして不信感

が生じやすいわけでございますから、私は、慎重な

対応、つまりこうした、何といいますが、非対称

型の条約をお互いに維持する上では努力をしてい

かなきゃいけないと思うわけでございます。そ

の点を十分お願いしたいと思うわけございま

す。私は、その努力が正にこの日米防衛協力のた

めのガイドライン、九七年に見直しがされました

けれども、であるかと思うわけでございます。この

ガイドラインは、一九七八年、昭和五十三年の旧

指針を見直して定めたものでございますが、その

中で旧指針の評価をいたしまして、日米安全保障

体制の信頼性を増進する上で意味があったと、し

かし冷戦の終結という状況の変化があったので見

直しをしていくということが言われているわけ

でございます。それで、その中で三つのことを言っているわけ

でございます。日米協力指針は三分野から成ると。

一つは平素から行う協力、二つ目は日本に対する

武力攻撃に際しての対処行動、それから三番目

は周辺事態の協力ということでございますが、こ

の三つにつきましてどんなことを今までやって

きているのか。これは福田内閣官房長官にお聞き

します。

○政府参考人(海老原紳君) ガイドラインにつ

いてのお尋ねでございますけれども、失礼いた

しました。ちょっと突然の御質問でございます

ので、私も資料がございませんけれども、平素から

の協力というのは、これは正にいつも日米間で

いろいろな形で情報の交換を行っております。こ

ことを指して平素からの協力ということだと思

います。

それから、我が国に対する攻撃が行われる場合

ということにつきましては、これは攻撃が差し

迫っている場合と実際に攻撃が行われた場合とい

うのに分かれてガイドラインが規定してありま

して、それぞれ差し迫った場合には日米間で調整

のための協力を。それから、実際に我が国がもち

ろな攻撃を行われた場合について、日米間の共同

行動、対処行動、これは安保条約五条に基づく行

動でございますが、このときにどのような調整を

行っていくのかということ。

それから、もちろん周辺事態につきましては、

我が国の周辺における我が国の平和と安全に重要

な影響を与えるような事態が起きたときには、基

本的には米軍の行動に対して我が国ができる範囲

で協力をするというので、これについては周辺

事態安全確保法が成立をいたしまして、その法的

な整備も行われているということになってい

時間を早くやめろということでございますので、私、最後に申し上げたい点は、私、正に先人の知恵に学び、着実な行動をしていかなきゃいけないと思うわけでございます。

冒頭申し上げましたように、昭和三十二年の国防の基本方針、私は立派なことが書いてあると思うんですね。かつ、先ほども言いました昭和三十五年の安保改定、片務的な協定を双務的になるように、正に岸総理がその身命を懸けて改正をされたわけでございます。また、先ほど申し上げましたように、アメリカに対する武器技術供与、これが兵器体系を変えていったわけでございます。そこから正にミサイル防衛という新しい、正に私は日本にふさわしい兵器体系ができてきたと思うわけでございます。

PKO法あるいは周辺事態法、それらと今回の有事法制、そういった際に、私は先ほど、先人に学ぶ、知恵を学ぶというふうに申しましたけれども、総理のリーダーシップが見えないうらみがあるところは私は非常に残念であると思うわけでございます。

先人の知恵に学び、未来を見据えて、つまり、未来の、歴史の評価に堪え得る着実、的確な行動を取られることを特に官房長官にお願ひ申し上げます。総理にお伝えいただけることをお願ひ申し上げます。私の質問を終わります。

○委員長(山崎正昭君) 本日の質疑はこの程度といたします。

○委員長(山崎正昭君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の三案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

平成十五年六月四日印刷

平成十五年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F